

第4期中期目標期間における

研究基本計画



平成28年3月

平成29年3月改定

平成30年3月改定

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

<目 次>

第1章 障害のある子供をめぐる施策等の動向

1. 障害者の権利に関する条約	1
2. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための 特別支援教育の推進－中央教育審議会初等中等教育分科会（報告）－	1
3. 教育における合理的配慮と基礎的環境整備	2
4. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	3
5. 学習指導要領の改訂	4
6. これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について －中央教育審議会（答申）－	6
7. 近年の政策動向～発達障害者支援法の改定、高等学校における通級 による指導の制度化・障害者の生涯学習	7

第2章 第4期中期目標期間における研究の方向性

1. 基本方針及び研究体系	8
2. 研究の企画・立案、実施	9
3. 研究の評価	10
4. 研究成果の還元と検証	11
5. 研究推進体制	11

第3章 第4期中期目標期間における研究の取組

1. 基幹研究（横断的研究）	13
2. 基幹研究（障害種別研究）、年次基礎調査及び基礎的研究活動	16
2-1 視覚障害教育分野	17
2-2 聴覚障害教育分野	21
2-3 知的障害教育分野	25
2-4 肢体不自由教育分野	30
2-5 病弱・身体虚弱教育分野	34
2-6 言語障害教育分野	39
2-7 自閉症教育分野	43
2-8 情緒障害教育分野	48
2-9 発達障害教育分野	51
2-10 重複障害教育分野	56
3. 地域実践研究	61
（別表）第4期中期目標期間における研究計画表	64

第1章 障害のある子供をめぐる施策等の動向

1. 障害者の権利に関する条約

「障害者の権利に関する条約」について、我が国は平成19年9月に署名、平成26年1月に批准し、同年2月に発効した。本条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している。本条約の批准により、我が国においては、共生社会の実現に向けて、障害者の権利の保障に向けた取組が一層強化されることとなる。

第24条には教育について、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度（inclusive education system）及び生涯学習を確保すること、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度（general education system）から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと、障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること、個人に必要なとされる合理的配慮が提供されることなどが述べられている。

2. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進－中央教育審議会初等中等教育分科会（報告）－

障害者の権利に関する条約の批准に先駆けて、中央教育審議会初等中等教育分科会により「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が平成24年7月にまとめられた。この報告には、我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に向けた考え方、取組の方向性が示されている。共生社会とは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。障害者の権利に関する条約第24条を受けて、インクルーシブ教育システムとは、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられていること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている旨が示されている。そして、共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされている。

インクルーシブ教育システムでは、障害のある子供と障害のない子供が、同じ場で共に学ぶことを追及する。ただし、それは単に同じ場にいることを目指すのではなく、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす、生きる力を身に付けていけるかが重要であり、そのために、教育的ニーズのあ

る子供に対して、その時点で最も的確に指導を提供できる、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であると述べられている。

3. 教育における合理的配慮と基礎的環境整備

(1) 合理的配慮

障害者の権利に関する条約第2条の定義において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされている。また、「負担」については、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すとされている。

合理的配慮の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することになる。各学校の設置者及び学校は、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、合理的配慮の提供が必要になる。その際、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、十分検討する必要がある。

合理的配慮は一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、観点を踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望まれる。合理的配慮は発達の程度や適応の状態等によっても変わり得るものであり、柔軟に見直しを図る必要がある。子供に十分な教育が受けられるように合理的配慮が提供できているかという観点から評価することが重要である。例えば、個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直していくことなどが求められる。

(2) 基礎的環境整備

障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、合理的配慮の基礎となる環境整備であり、それを基礎的環境整備と呼ぶ。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるが、これらを基に、設置者及び学校が各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて合理的配慮を提供することになる。

合理的配慮の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、基礎的環境整備の充実を図っていく必要がある。基礎的環境整備については、合理的配慮と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さな

いよう留意する必要がある。また、合理的配慮は基礎的環境整備を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における基礎的環境整備の状況により、提供される合理的配慮は異なることになる。

4. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

先に述べた「障害者の権利に関する条約批准」に向けて、国内法整備の一環として、平成 25 年 6 月、「障害者基本法」を中心に「児童福祉法」等の改正、及び、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定された。障害者差別解消法は、障害者基本法第 4 条（差別の禁止）の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的としている。

障害者差別解消法における差別とは、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」である。不当な差別的取扱いとは、国・地方公共団体等と民間事業者が、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない、と規定している。一方、合理的配慮の不提供は、国・地方公共団体等と民間事業者が、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない、と規定している。不当な差別的取扱いでは、国・地方公共団体等と民間事業者は法的義務を負うこととなり、合理的配慮の不提供では、国・地方公共団体等は法的義務、民間事業者は努力義務を負うこととなる。

差別を解消するための措置の具体的な対応は、政府全体の方針として平成 27 年 2 月 24 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が閣議決定された。国・地方公共団体等では当該機関における取組に関する要領を策定するとともに、各省庁は所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（ガイドライン）を民間事業者向けに策定することとなった。文部科学省においても、平成 27 年 11 月に通知したところである。

なお、地方公共団体等では、当該機関における取組に関する要領の策定は努力義務である。また、実効性を確保するため、各事業分野を管轄する主務大臣は、特に必要があると認めるとき、対応指針に定める事項について、民間事業者に対する報告聴取、助言・指導、勧告を行うことができる。差別を解消するための支援措置としては、「相談・紛争解決の体制整備」、「地域における連携」、「啓発活動」、「情報収集等」などの内容が定められており、具体的な対応が行われる。

本法律は平成 28 年 4 月 1 日に施行され、施行後 3 年を目途に実施状況を検討し、見直しを行う予定である。

5. 学習指導要領の改訂

平成 26 年 11 月、文部科学大臣より「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問が行われた。その内容は、①教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉え、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方、②グローバル化する社会の中で、様々な背景を持つ人々と交流しながら、また、我が国の伝統文化等に関する深い理解等を持ちながら活躍していくために、どのような力が求められるのか、③各学校におけるカリキュラムのマネジメント、学習・指導方法、評価方法の工夫・改善の在り方、であった。

平成 28 年 12 月に、中央教育審議会において、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」答申が取りまとめられた。答申では、社会に開かれた教育課程の理念のもと、子供たちに新しい時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を育むために、学習指導要領の枠組みの見直しとして、次の 6 点に沿って改善すべき事項をまとめ、枠組みを見直すものとしている。

- ①「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ②「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

さらに、各学校における教育課程の実施・評価・改善のための「カリキュラム・マネジメント」の確立、学びの質を高めるために「主体的・対話的で深い学び(いわゆる「アクティブ・ラーニング」)」の実現に向けての授業改善が必要であるとしている。

また、答申では、「教育課程全体を通じたインクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育」として、以下のような記述がある。

- ・障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、子供たちの自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、子供たちの十分な学びを確保し、一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。
- ・その際、小・中学校と特別支援学校との間での柔軟な転学や、中学校から特別支援学校高等部への進学などの可能性も含め、教育課程の連続性を十分に考慮し、子供の障害の

状態や発達の段階に応じた組織的・継続的な指導や支援を可能としていくことが必要である。

- ・そのためには、特別支援教育に関する教育課程の枠組みを、全ての教職員が理解できるよう、小・中・高等学校の各学習指導要領の総則において、通級による指導や特別支援学級（小・中学校のみ）における教育課程編成の基本的な考え方を示していくことが求められる。また、幼・小・中・高等学校の通常の学級においても、発達障害を含む障害のある子供が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示していくことが必要である。
- ・また、通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することが適当である。
- ・加えて、平成30年度から制度化される高等学校における通級による指導については、単位認定の在り方など制度の実施にあたり必要な事項を示すことが必要である。また、実施に向けて円滑に準備が進められるよう、校内体制及び関係機関との連携体制、各教科等の指導を行う教員との連携の在り方、通級による指導に関する指導内容や指導方法などの実践例を紹介することが求められる。
- ・障害者理解や交流及び共同学習については、グローバル化など社会の急激な変化の中で、多様な人々が共に生きる社会の実現を目指し、一人一人が、多様性を尊重し、協働して生活していくことができるよう、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」と関連付けながら、学校の教育活動全体での一層の推進を図ることが求められる。さらに、学校の教育課程上としての学習活動にとどまらず、地域社会との交流の中で、障害のある子供たちが地域社会の構成員であることをお互いが学ぶという、地域社会の中での交流及び共同学習の推進を図る必要がある。
- ・その際、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする「心のバリアフリー」の推進の動向も踏まえ、全ての人が、障害等の有無にかかわらず、多様性を尊重する態度を育成できるようにすることが求められる。

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領は平成29年3月、特別支援学校は平成29年4月にそれぞれ告示され、平成28年12月の上記答申を反映した内容となった。例えば、特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫（小中：総則、各教科等）が明記された。特別支援学校の学習指導要領では、幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることや生涯学習への意欲を高めること、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動を親しむこととされた。知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容については、中学部に二つの段

階を新設し、小・中学部の各段階に目標を設定することとした。また、小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることや、小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができることが規定された。

これらについては移行期間に関わらず速やかに実施され、その他の事項については平成30年度以降、順次、全面実施される予定となっている。

6. これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

－中央教育審議会（答申）－

中央教育審議会において、平成27年12月に「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」がまとめられた。答申では、教員一人一人には、各教科等の指導に関する専門知識を備えた教える専門家としての側面や、教科等を越えたカリキュラム・マネジメントのために必要な力、アクティブ・ラーニングの視点から学習・指導方法を改善していくために必要な力、学習評価の改善に必要な力などを備えた学びの専門家としての側面を備えることを求めている。そして、これらを備え、学校の教育力・組織力を向上させるためには、教員の養成・採用・研修の一体的改革を推進する必要性を指摘している。

また、改革の具体的な方向性が示されており、特別支援教育に関しては以下のような記述がある。

○教員の研修について

- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実のため、全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けるための研修を実施するとともに、校長等管理職が特別支援教育に関する認識を持ち、リーダーシップを発揮するための研修を行うことも必要である。また、小中学校等において、特別支援教育推進の中心的役割を担う特別支援学級の担任、通級による指導の担当教員及び特別支援教育コーディネーターの専門性を向上させるための研修の実施に加え、必要に応じて、専門家の活用等により学校全体としての専門性を確保する必要がある。
- ・特別支援学校の教員には、障害の多様化や重度・重複化への対応、特別支援学校のセンタースタッフ的機能を発揮するための地域における小中学校等との効果的な連携手法等を身に付けるための専門的な研修が求められている。
- ・現在、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、都道府県等の指導的立場の教員に対する研修を実施し、各地域の教員研修センターの中核的役割を担っている。今後特別支援教育の充実に係る研修の実施に当たって、独立行政法人教職員支援機構とも連携し、研修を推進することが期待される。

○教員養成について

- ・発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及びその指導法

は、学校種によらず広く重要となってきたことから、教職課程において独立した科目として位置づけ、より充実した内容で取り扱われるようにすべきである。また、上記科目のみならず、各教科の指導法や生徒指導、教育相談をはじめとした他の教職課程の科目においても、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒への配慮等の視点を盛り込むことが望まれる。

(同答申、4. 改革の具体的方向性 (4) 新たな教育課題に対応した教員研修・養成)

7. 近年の政策動向～発達障害者支援法の改定、高等学校における通級による指導の制度化・障害者の生涯学習

ここでは、近年の特筆すべき政策動向として発達障害者支援法の改定、高等学校における通級による指導の制度化・障害者の生涯学習について記述する。

発達障害者支援法が施行（平成 17 年）され、約 10 年が経過した。この間、障害者基本法の改正（平成 23 年）、障害差別解消法の制定（平成 25 年）、障害者の権利に関する条約の批准（平成 26 年）等、共生社会の実現に向けた取組が進められてきた。こうした状況に鑑み、発達障害者の支援の一層の充実を図るため発達障害者支援法が一部改正され、平成 28 年 6 月 1 日公布、平成 28 年 8 月 1 日に施行された。

小・中学校等においては、通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」が制度化されているが、高等学校段階においても同様の指導を行うことができるニーズが高まっている。そのため、学校教育法施行規則が改正され、高等学校で障害に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合、特別の教育課程によることができる本制度改正はこうしたニーズに対応することとなった。なお、平成 30 年 4 月より「高等学校における通級による指導」が制度化されることとなった。

また、障害者の権利に関する条約の批准や、障害者差別解消法の施行等を踏まえ、生涯学習、教育、スポーツ、文化の施策全体にわたり、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するため、文部科学省に「特別支援総合プロジェクト特命チーム」が設置され、平成 29 年度から文部科学省生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」が新設される等、障害者の生涯学習の重要性が示されている。

「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議は、平成 28 年 12 月に最終まとめを発表した。この中でデジタル教科書の機能が図表の拡大、音声読み上げなどの機能を有することから障害のある児童生徒に対する配慮についての留意点や指導方法の開発等を含めたより一層の充実を図ることが適当と述べるに至った。

第2章 第4期中期目標期間における研究の方向性

1. 基本方針及び研究体系

研究所は、特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション（使命）としているが、この実現のためには、研究所が行う様々な活動の基盤となる研究活動をより一層、推進していくことが重要である。

研究の推進に当たっては、第4期中期目標に示されたミッションを達成するためのビジョン（国の特別支援教育政策立案及び施策の推進等に寄与する研究を行い、研究成果の幅広い普及を図ること）を踏まえ、国の政策立案や施策推進に寄与する研究及び教育現場等の喫緊の課題に対応した研究に重点化して実施する必要がある。

このため、第4期中期目標期間においては、以下の研究体系に基づき、戦略的かつ組織的に研究を実施することとする。

研究区分	研究の性格（研究期間）
基幹研究 （ 横断的研究 障害種別研究 ）	文部科学省との緊密な連携のもとに行う、国の特別支援教育政策の推進に寄与する研究 横断的研究 ：各障害種別を通じて、国の重要な政策課題の推進に寄与する研究（原則5年間）
	障害種別研究 ：各障害種における喫緊の課題の解決に寄与する研究（原則2年間） ※障害種別研究につなげることを目的として、事前に予備的研究を行うこともある
地域実践研究	インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題の解決のために地域と協働で実施する研究。メインテーマの下に、複数のサブテーマを設定（原則2年間）。最終的に研究全体の研究成果を集約する。

その他の研究 (共同研究 外部資金研究 受託研究)	共同研究 ：本研究所が大学や民間などの研究機関等を共同で行う研究 外部資金研究 ：科学研究費助成金等の外部資金を獲得して行う研究 受託研究 ：外部からの委託を受けて行う研究
---	---

2. 研究の企画・立案、実施

(1) 企画・立案

研究に当たっては、国との緊密な連携による国の政策課題等に対応した研究を中心に精選、重点化して、毎年度概ね 10～11 課題を実施する。

また、毎年度、都道府県・指定都市教育委員会や特別支援教育センター、校長会等をはじめ、広く国民に対して研究ニーズ調査を実施して、その結果を研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善等に反映するとともに、研究計画を立案する段階で、研究により達成すべき目標や研究成果を具体的に示すとともに、その効果的普及の方策を明らかにする。

(2) 実施

研究の実施に当たっては、研究課題毎に研究班を編成して、組織的に研究を推進する。その際、研究を戦略的かつ効果的に推進するため、研究課題に応じて外部の研究協力者や研究協力機関の積極的な参画を要請する。また、横断的研究及び地域実践研究については、様々な障害種の専門的知見を有する研究員による柔軟な班編成に留意する。

地域実践研究については、サブテーマ毎に研究所の研究員、教育委員会から派遣される地域実践研究員、外部研究者等による研究班を組織して、研究活動を推進するとともに、派遣元の教育委員会と連携して、研究成果の普及等に努める。

さらに、研究推進に当たっては、校長会等による調査の分析への協力や大学等から外部有識者の参画を求めるなど、関係機関等と相互の課題認識や研究方法、研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。

(3) 基盤的な活動の充実

基幹研究や地域実践研究を支える研究所の基盤的な活動として、障害種別に組織する研究班において、基礎的研究活動（各教育分野の指導の充実等に寄与する資料の収集や調査・分析、それらの結果の普及等、当該障害種に係る基礎的・継続的な研究活動）や年次基礎調査（各教育分野の実態等を定期的に把握・分析することを目的とした調査）を計画的に行う。また、外部資金を獲得して行う研究等、個々の研究員が行う研究活動についても奨

励する。

(4) 研究力の向上及び人材の育成

特別支援教育に関する実際的な研究については、唯一のナショナルセンターとして蓄積したノウハウがあるが、研究領域や対象の拡大や多様化が見られる現状から、さらなる研究力の向上を目指して、客員研究員制度の積極的な活用や大学、国立の研究機関等の外部の研究機関との連携及び共同研究を継続して実施していく。また、研究成果物の公表前に、所内の関係する研究班や学会での発表を積極的に行うことにより、幅広い見地及び深い視点から活発な議論を踏まえた研究の質の向上を図る。さらに、今後、国の施策への貢献及び教育現場の喫緊の課題解決に資する実際的な研究を担う研究者を養成する視点から、所内における人材育成のための指導体制を構築する。

3. 研究の評価

研究課題毎に、国の政策課題や教育現場の課題への貢献、地域の課題解決等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。特に、初年度評価については、次年度の研究の改善及び充実につなげていくための評価とする。

また、研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを構築するとともに、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定、自己評価票の提出、研究成果報告会の充実などの評価システムとする。

さらに、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の日々の研究活動の質的向上につなげるなど、PDCAサイクルを重視して評価システムを運用する。なお、内部評価に当たっては、アウトプットやアウトカムの達成を客観的に評価できるよう、自己評価票等の提出など、定量的な評価を行う。

具体的には以下のとおりの評価を行う。

① 基幹研究（横断的研究）

国の政策立案や施策推進に寄与するアウトプットやアウトカムが期待できるか等の観点から、国との協議を踏まえた評価項目を設定し、これに基づき、中間評価及び最終評価を行う。

② 基幹研究（障害種別研究）

教育現場の課題解決に有効な研究成果の見込みや教育現場での研究成果の活用の可能性等の観点から、ニーズ調査の結果を踏まえて評価項目を設定し、これに基づき、中間評価及び最終評価を行う。

③ 地域実践研究

研究に参画した教育委員会における課題解決の見込みや地域におけるインクルーシブ教育システムに関する理解・啓発への寄与、教育現場での研究成果の活用の可能性等の観点から評価項目を設定し、これに基づき、中間評価及び最終評価を行う。

4. 研究成果の還元と検証

研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県・指定都市教育委員会や特別支援教育センター・学校等はもとより広く一般にも公開する。また、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、指導資料集等を作成し、研究成果の効果的な還元を図る。

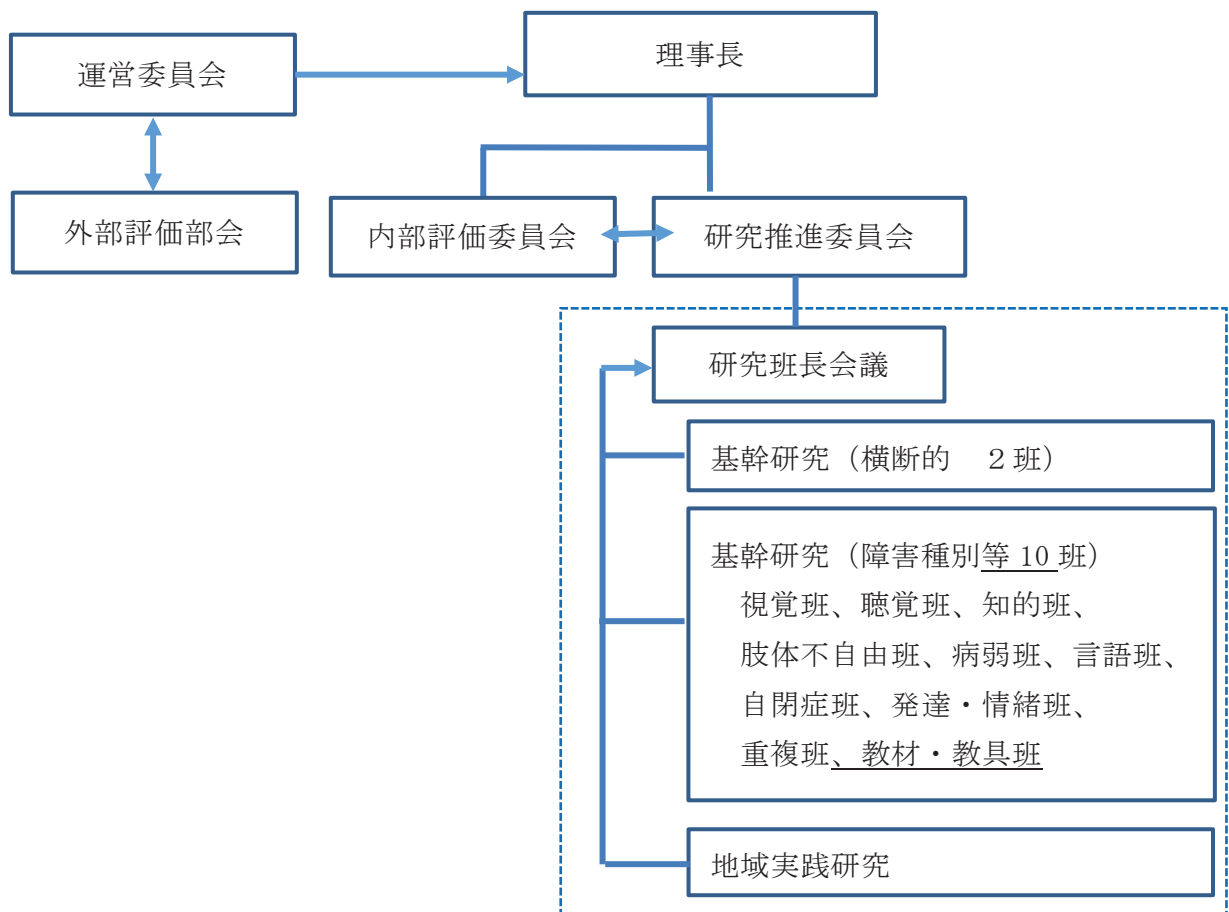
研究所セミナーでの成果報告、地域における研究成果報告会の開催、研究所が実施する研修事業での報告、本研究所ホームページへの掲載など、様々な機会や情報ツールを活用して、研究成果を発信する。

さらに、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて、終了した研究課題毎に、教育委員会や学校等における研究成果の活用状況（研修会等での活用実績や授業実践への活用実績等）について毎年度アンケート調査を実施し、研究活動の検証を行う。

5. 研究推進体制

第4期中期目標期間における研究推進体制を、以下のように組織する。

- ① 研究推進委員会は、理事、各部長、センター長により構成し、研究に関する重要課題について検討し、研究の企画・立案、実施、評価等を総括する。
- ② 研究班長会議は、基幹研究（横断的研究、障害種別研究）及び地域実践研究の班長又は研究代表により構成し、研究推進委員会が示した方針の具体化に関わることや各研究課題間の連絡・調整等を行う。
- ③ 内部評価委員会は、理事長、理事、各部長、センター長、上席総括研究員により構成し、基幹研究（横断的研究、障害種別研究）、地域実践研究、共同研究の各研究課題の内部評価を行う。研究課題毎に主査及び副査を置き、研究の進捗状況を把握するとともに、研究推進上の課題について指導・助言を行う。
- ④ 外部評価については、研究所運営委員会の下に外部評価部会を設置し、専門的な見地から各研究課題の評価を実施する。



第3章 第4期中期目標期間における研究の取組

1. 基幹研究（横断的研究）

（1）我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究

（平成28～32年度）

1）研究所におけるこれまでの取組と成果

第3期中期目標期間においては、インクルーシブ教育システムの構築を重要な研究課題として4つの研究を行った。これらの研究の成果は以下のとおりであり、これにより、地域や学校における今後のインクルーシブ教育システムの構築に貢献してきた。

- ・インクルーシブ教育システムを構築、推進するための人材育成と教員の専門性を担保するためのシステムについて、研修ガイド（試案）を作成し、書籍として刊行し、広く普及を図った。
- ・小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒や交流学級先で学ぶ障害のある児童生徒に対する必要な配慮や指導方法について、合理的配慮及び基礎的環境整備の観点から具体的な事例に基づき検討し、実践事例を取りまとめた。
- ・地域（市町村）におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた体制づくりで重視すべき内容について、文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業等の実践を通して検討し、8つの視点からなるナショナルミニマムのグランドデザインとしてまとめた。
- ・地域（市町村）や学校におけるインクルーシブ教育システムの構築のための体制づくりに際して重視すべき内容を教育現場に分かりやすく提供するため、Q&A形式のガイドライン（試案）を作成した。

2）第4期中期目標期間において取り組む研究活動

障害者の権利に関する条約の批准や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築は国の重要な政策課題であり、第4期中期目標期間においては、各地域や教育現場におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を着実に進めることに寄与する研究を実施する必要がある。このため、メインテーマを「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究」として、5年間の研究を実施する。

具体的には、各地域で展開されているインクルーシブ教育システムの構築の成果や課題を可視化する評価指標を作成し、その検証を行うとともに、我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に際して残された課題やその後の展望を示すことにより、今後のインクルーシブ教育システムの構築の進展に寄与する。

そのために、平成28年度～平成29年度の2年間は、国内のインクルーシブ教育システ

ムの現状調査及び海外（主要国）におけるインクルーシブ教育システム評価に関する調査を実施し、インクルーシブ教育システム構築の評価指標（試案）の作成を目的とした。

平成30年度～平成31年度の2年間は、国内の数カ所に研究協力機関・研究協力園・学校を選定し、インクルーシブ教育システム構築の評価指標（試案）の検証を行う。また、それぞれの地域のインクルーシブ教育システム構築のための取組状況を把握する。取組状況については、前記の国内の現状調査の結果を踏まえ、取組の具体を調査する。

また、他の地域についても、地域の特性を踏まえた取組を行っている教育委員会、学校等について訪問調査等を行い、評価指標（試案）の妥当性と、取組の状況について情報を得る。

さらに、地域等の教育委員会、学校の教員等が参加の研究協議会等を通して、各地域や各機関の特性と取組の特徴をより明確にする。

以上によって、評価指標（試案）の妥当性を検討し、適宜、加筆・修正等を図る。これによって、平成32年度最終年度に予定している地域の特性を踏まえたインクルーシブ教育システム構築の実践事例集の作成と我が国のインクルーシブ教育システム構築に関わる成果や課題の提示、次の展開や定着を展望した提言へとつなげる。

（2）特別支援教育における教育課程に関する総合的研究 （平成28～32年度）

1）研究所におけるこれまでの取組と成果

第3期中期目標期間においては、現行の学習指導要領の円滑な実施と定着のため、教育課程の編成、実施、評価に関する研究を継続的に実施し、教育課程編成上の課題や改善点を整理した。その成果は以下のとおりであり、調査報告書やガイドブックの作成を通じて、特別支援学校や特別支援学級等の関係機関に対して、教育課程改善の参考となる情報を提供した。

- ・特別支援学校における児童生徒の実態を踏まえた教育課程の編成やその評価、自立活動の在り方やその課題、交流及び共同学習の教育課程上の位置づけ、外国語活動の現状、移行措置の時期における教育課程編成の状況等を明らかにした。
- ・特別支援学級における教育課程編成に関する取組の実際と担当教員の現状・課題、特別支援学級の教育課程の編成・実施における重要な考え方と具体的な取組の例を示した。

2）第4期中期目標期間において取り組む研究活動

平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、今後、次期学習指導要領等の告示、移行期間を経て、これに基づく教育課程が学校段階に応じて、平成30年度以降、順次、全面実施される予定である。次期学習指導要領の円滑な実施を支援することは、本研究所の重

要な役割であり、このため、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間のメインテーマを「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究」として研究を実施する。

まず、平成 28 年度～平成 29 年度の 2 年間は、通常の学級に軸を置き、通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当てた研究を実施した。インクルーシブ教育システム構築において一つの重要な役割を果たすと考えられる通常の学級と通級の学びの連続性に焦点を当てて、市区町村教育委員会、学校長、担任への全国調査と一部訪問調査をもとに、通常の学級担任を対象とした手引作成に至った。

平成 30 年度～平成 32 年度の 3 年間では、新学習指導要領を踏まえた、特別支援学校、特別支援学級、通常の学級における連続した多様な学びの場における教育課程の円滑実施に向けた支援に関する研究として、多様な学びの場における教育課程の連続性や学びの場を横断する場合の教育課程の接続や評価の方法について明らかにした上で、それらから得られた知見を手引きとしてまとめることで教育現場の喫緊の課題に応える。

上記に加えて、次期の学習指導要領の改訂の準備のための基礎資料を収集する調査研究を実施する。海外の先進事例の収集と分析を進めた上で、多様な観点から次期の学習指導要領について展望することで国の施策立案に資することを目的とする。

2. 基幹研究（障害種別研究）、年次基礎調査及び基礎的研究活動

特別支援教育の対象となる障害種別の教育分野としては、以下に示す 10 分野が考えられる。また、それぞれの分野においてデジタル教科書や ICT 等を含む教材・教具に関する事項について検討することも重要である。

1. 視覚障害教育分野
2. 聴覚障害教育分野
3. 知的障害教育分野
4. 肢体不自由教育分野
5. 病弱・身体虚弱教育分野
6. 言語障害教育分野
7. 自閉症教育分野
8. 情緒障害教育分野
9. 発達障害教育分野
10. 重複障害教育分野

以下では、それぞれの教育分野における全般的な課題について述べた後、第3期中期目標期間における研究所の取組と成果を整理し、それらを踏まえ、第4期中期目標期間中に取り組む研究活動について示すこととする。

障害種別の教育分野に関する研究は、障害種別に組織する研究班において実施する。障害種別の研究班においては、第2章で述べた「基幹研究（障害種別研究）」のほか、「年次基礎調査」（各教育分野の実態等を定期的に把握・分析することを目的とした調査）及び「基礎的研究活動」（各教育分野の指導の充実等に寄与する資料の収集や調査・分析、それらの結果の普及等、当該障害種に係る基礎的・継続的な研究活動）を行う。

なお、研究所では、基本的に1教育分野につき一つの研究班を組織しているが、「8. 情緒障害教育分野」と「9. 発達障害教育分野」については、一つにまとめて「発達・情緒班」が担当することとしている。

また、「7. 自閉症教育分野」では自閉症全般を対象とし、「9. 発達障害教育分野」では、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症、アスペルガー症候群を対象としている。

2-1 視覚障害教育分野

(1) 視覚障害教育分野における課題

視覚障害とは、視機能の永続的低下の総称であり、視機能に低下が見られても、それが短期間に回復する場合は視覚障害とはいわない。視機能は、視力、視野、色覚、暗順応・明順応、眼球運動、調節、両眼視等の各種機能から成り立っているが、視覚障害は、視機能の不全が治療等によっても改善されない状態をいう。

視覚障害のある幼児児童生徒は、点字触読など触覚活用、歩行指導、視機能評価、文字・図表等の拡大、視覚補助具の使用など、特有のニーズを持っており、それに対応する教育にも特有のものがある。また、そのための教材も、点字や触図教材、拡大教材などがあり、教科書を含めて、これらの教材が適切に提供されなければ視覚障害教育は成立しがたい。

視覚障害のある幼児児童生徒については、教育がなされる場の如何に関わらず、また、他に伴う障害の有無に関わらず、このような視覚障害特有のニーズに対応した、適切な指導・支援がなされなければならない。

そして、その専門性の核となるべき特別支援学校（視覚障害）においては、在籍幼児児童生徒数の減少、重複児童生徒等の増加等によって、自校の重複障害児童生徒等への適切な対応が求められているとともに、その専門性によって小・中学校等に在籍する視覚障害児童生徒等に対して適切な支援をすることが一層求められている。

また、小・中学校等における視覚障害教育の場の1つとしての弱視特別支援学級においても、一層、視覚障害児童生徒への適切な対応が求められている。しかし、研究所の実態調査の結果等からは、その担当教員等の専門性は必ずしも高いとはいえない状況にある。

視覚障害教育に関わる指導法や教材については、ICT（情報通信技術）など、近年の科学技術等の発展により、さらに適切な指導法や教材、機器の開発が可能な状況にあり、視覚障害教育をより一層発展させていくことも可能である。

視覚障害のある幼児児童生徒のニーズに対応した適切な教育とは、就学前、学齢期、卒業後といった、それぞれのライフステージにおけるニーズに対応することも含まれる。そして、各教育機関等で作成されている個別の（教育）支援計画を有効に活用しながら、ステージ間のつながりや後のステージへの見通しを持った一貫した支援が必要である。さらに、そのニーズに対応するには、特別支援学校（視覚障害）や弱視特別支援学級のような教育機関のみではなく、医療、福祉、労働など関連する専門諸機関との連携が必要であり、関連諸機関による地域ネットワークや全国ネットワークの形成も望まれる。

加えて、視覚障害教育分野で培われてきた指導法や教材は、視覚的な分かりやすさ、触覚活用などの点で、視覚障害以外の障害のある幼児児童生徒にとっても有効であると考えられる。こうした視覚障害教育で培われた指導のノウハウの他障害分野への活用も課題の一つといえる。

(2) 研究所におけるこれまでの取組と成果

視覚障害教育分野では、第3期中期目標期間中に表2-1に示す研究及び調査に取り組んだ。

表2-1 視覚障害教育分野における研究及び調査

実施年度	研究種別	研究課題名
平成23年度	専門研究B	小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒等に対する指導・支援に関する実際研究
平成24～ 25年度	専門研究B	特別支援学校（視覚障害）における教材・教具の活用及び情報の共有化に関する研究－ICTの役割を重視しながら－
平成26～ 27年度	専門研究B	視覚障害のある児童生徒のための教科書デジタルデータの活用及びデジタル教科書の在り方に関する研究－我が国における現状と課題の整理と諸外国の状況調査を踏まえて－
平成23～ 24年度	共同研究	墨字と併記可能な点字・触図作製技術を用いた視覚障害児・者用アクセシブルデザイン教材の作製
平成23～ 24年度	共同研究	弱視児童生徒の特性を踏まえた書字評価システムの開発的研究
平成25～ 26年度	共同研究	3D造形装置による視覚障害教育用立体教材の評価に関する実際研究
平成25～ 27年度	共同研究	視覚障害のある児童生徒のための校内触知案内図の作成と評価
平成24年度	調査	全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査(平成24年度)
平成23～ 27年度	調査	弱視特別支援学級・通級指導教室状況調査(毎年度)
平成24～ 26年度	科学研究費	点字学習者のための点字触読支援具の製法提案

研究所では、盲教育、弱視教育、それぞれについての教科及び自立活動の指導内容や指導方法に関する研究、視覚障害教育における教材教具の作成と活用及び提供方法に関する研究等、教育現場のニーズに対応した研究を行ってきた。さらに、ICT等の発展に対応して、新しい教材教具や指導法に関する研究を行ってきた。これらの研究について、教育現場に資する研究成果としては、次のような点が挙げられる。

- ・特別支援学校（視覚障害）で必要とされる指導の専門性及び指導内容に関して、盲教育、弱視教育のそれぞれにおいて、教材教具とその活用状況、必要とされている教材教具に関する情報、教材に関する特別支援学校（視覚障害）内及び学校間の共有方法等について

て明らかにした。

- ・小・中学校で必要とされている視覚障害教育に関する指導・支援の内容や方法に関して、特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能の活用状況や課題を、小・中学校に在籍している視覚障害児童生徒の事例等を基に明らかにした。
- ・弱視特別支援学級の実態について、在籍児童生徒の障害の状況、拡大教科書などの使用状況、指導担当者の専門性、ICT活用、特別支援学校（視覚障害）との連携の状況等を明らかにした。
- ・UV印刷（紫外線硬化樹脂による印刷で通常の印刷に透明な点字や触図を付加できる）、3Dプリンター等、最新のICT活用による教材の開発や指導法の提案を行った。
また、視覚障害教育用の教科書デジタルデータの活用やデジタル教科書の在り方に関する研究では、我が国及び諸外国の状況と課題についてまとめているが、これは国のICT活用推進に関する政策にも資するものである。

（3）第4期中期目標期間中に取り組む研究活動

特別支援学校（視覚障害）は、前述のように、重複障害のある幼児児童生徒の増加に対応して自校の教育の充実を図ることが必要であり、また、弱視特別支援学級や弱視通級指導教室においても、その教育の充実を図ることが重要である。さらに、視覚障害児に限らず、障害児の支援に関して、早期からの適切な支援が有効であることは論を待たない。生涯にわたる一貫した支援の重要性という観点からは、就学後を見通した早期からの支援内容や支援方法を明らかにする必要がある、特に、就学相談の在り方の検討が必要である。これらを踏まえ、第4期においては、以下のような活動に取り組む。

1) 基幹研究

視覚障害を伴う重複障害の児童生徒等の指導に関する研究－特別支援学校（視覚障害）における指導を中心に－（平成29～30年度）

特別支援学校（視覚障害）の指導においては、視覚障害という観点から、視機能や触覚の機能のアセスメントに基づく視覚活用、触覚活用等が重要である。特別支援学校（視覚障害）における、これらの指導の現状と課題を明らかにするとともに、必要な指導内容や指導方法が特別支援学校（視覚障害）に対して提供される必要がある。こうした研究は、特別支援学校（視覚障害）に限らず、視覚障害を伴う重複障害児童生徒が在籍する他の障害種の特別支援学校に対しても、有用な知見を提供し得るものである。

このため、本研究では、視覚障害を伴う重複障害の幼児児童生徒の特別支援学校（視覚障害）における指導上の課題を、同校対象の全国調査等により把握した上で、効果的な指導内容や指導方法の例を示す。研究の成果は、指導内容や方法等をまとめたリーフレットとして作成し、重複障害のある幼児児童生徒に対する指導の改善・充実に寄与する。

2) 年次基礎調査

全国小・中学校弱視特別支援学級・通級指導教室実態調査 (平成 29 年度)

本調査は、弱視特別支援学級及び通級指導教室について、在籍児童生徒の障害の状況や指導の状況等の実態を5年毎に調査するものである。調査結果は、弱視特別支援学級及び通級指導教室に配布し、今後の専門性の向上に寄与する。また、毎年度、弱視特別支援学級及び通級指導教室状況調査を実施し、弱視特別支援学級・通級指導教室が設置されている小・中学校を把握し、平成29年度に実施する上記の実態調査の対象校を得るとともに、その数の経年変化等を明らかにする。

3) 基礎的研究活動

視覚障害児の就学相談の在り方に関する検討

視覚障害児の就学前に視点をのいた支援として、就学相談の在り方についての検討が必要である。また、教育委員会による就学相談の現状や課題について、特別支援学校（視覚障害）の担当者を含めた視覚障害の専門家の関与の状況を含めて、明らかにしていく必要がある。その上で、視覚障害児の就学相談の在り方について、相談の進め方、保護者を含めた関係者に提供されるべき必要な情報、個別の教育支援計画の作成や活用の在り方等を明らかにする必要がある。

この基礎的研究活動を通じて、教育委員会による就学相談の現状や課題を把握するとともに、視覚障害の専門家の関与の仕方や保護者を含めた関係者に提供されるべき必要な情報、個別の教育支援計画の作成や活用の方法等の就学相談の在り方について検討する。

平成 29～30 年度基幹研究の研究成果についての普及・検証

平成 29～30 年度基幹研究の研究成果について、特別支援学校（視覚障害）等関連機関に向けて、全国調査報告書や、研究成果をまとめたリーフレット等により普及を図るとともに、特に、研究成果で示される予定の視覚障害を伴う重複障害児童生徒等の視機能や触覚の機能のアセスメント方法等について、特別支援学校（視覚障害）での検証を図る。

2-2 聴覚障害教育分野

(1) 聴覚障害教育分野における課題

聴覚障害のある子供たちは、早期から適切な対応を行い、音声言語をはじめ手話など多様なコミュニケーション手段を活用して、可能性を最大限に伸ばすことが大切であり、教科指導では、聴覚障害の特性に応じて保有する聴覚の活用など指導法の工夫が必要である。

聴覚障害のある幼児児童生徒については、特別支援学校（聴覚障害）、難聴特別支援学級及び通級指導教室で特別な指導を行っているが、通常の学級に在籍している聴覚障害児童生徒への合理的配慮を充実することも重要である。聴覚障害教育の合理的配慮に関わる指導・支援の専門性を支える上では、特別支援学校（聴覚障害）のセンター的機能と通級による指導を通じて、小・中学校での合理的配慮を必要とする児童生徒の教育的ニーズに対応していく方法を検討する必要がある。

聴覚障害は「聞こえにくさ」の障害といわれるが、軽度、中等度、重度と聴力レベルの程度は様々であり、聞こえ方も異なる。「聞こえにくさ」の程度によっては、言語発達の遅れや円滑なコミュニケーションの困難性、社会性の発達の遅れ等のため、社会参加や自己実現等の点について自己意識を発達させていくことに課題を生ずることが危惧される。聴覚障害に起因する言語発達の障害（二次障害）に対応する指導が重要であり、幼児児童生徒の個々の特性や発達段階に応じた、言語力やコミュニケーション能力を育成する言語指導法の在り方について、更なる研究を進めることが必要である。また、言語発達の遅れに伴う学力の遅れが生じないように指導を行うことも重要である。

一方、教員の専門性に関わる課題として、近年、特別支援学校（聴覚障害）では、教員の広域異動人事や計画交流人事で、聴覚障害教育の経験の少ない教員が増加しており、専門性が維持・継承されにくくなる状況が生じている。聴覚障害教育の専門性の維持・継承のために研修をどう進めるかが課題となっており、補聴器や人工内耳、進路指導に関する事など医療、労働、福祉、保健等の関係機関と連携して研修を行い、技術の進歩などの理解を深めるなど、聴覚障害教育担当教員の専門性向上を図る必要がある。

子供の発達段階を踏まえた指導・支援に関しては、平成12年に厚生労働省のモデル事業として新生児聴覚スクリーニングが開始され、早期に発見されるようになったものの、保護者に対する適切な助言や指導がなされない場合には、保護者に困惑や不安が生じることになるため、医療、福祉、教育の関係機関と連携して支援を行うことが必要となっている。こうした面で、特別支援学校（聴覚障害）のセンター的機能には、早期からの乳幼児教育相談の充実や地域の難聴児に対する聴覚管理、個々の幼児児童生徒の発達段階に応じた言語力やコミュニケーション能力の育成のための指導・支援が求められている。

特別支援学校（聴覚障害）では、幼児期から高等部までの各発達段階を踏まえて一貫した指導の充実に取り組んできているが、途中で、通常の学級から転入する児童生徒や、障害を併せ有する児童生徒の増加傾向、卒業後の就労や進学等、進路先の拡大が見られる。

このような状況を踏まえ、発達段階に応じて、個々の幼児児童生徒のキャリア発達を促すためのキャリア教育の充実が求められている。

(2) 研究所におけるこれまでの取組と成果

聴覚障害教育分野では、第3期中期目標期間中に表2-2に示す研究に取り組んだ。

表2-2 聴覚障害教育分野における研究

実施年度	研究種別	研究課題名
平成22～ 25年度	科研費 基盤研究(C)	日本型人工内耳教育支援システムの構築に関する研究
平成22～ 23年度	専門研究B	軽度・中等度難聴児に対する指導と支援の在り方に関する研究
平成24年度	専門研究D	聴覚障害教育における教科指導等の充実に資する教材活用
平成25年度	予備的・準備 的研究	聴覚障害教育における教科指導等の充実に資する教材活用に関する研究～専門性の継承、共有を目指して～
平成25～ 26年度	科研費 挑戦的萌芽	聴覚障害児の数的事象を表す文理解の特徴を踏まえた教師用指導資料の作成
平成26～ 27年度	専門研究B	聴覚障害教育における教科指導及び自立活動の充実に関する実践的研究～教材活用の視点からインクルーシブ教育システム構築における専門性の継承と共有を目指して～

軽度・中等度難聴については、高度難聴に比し、音や音声に応答することが可能であるが、的確な情報獲得には至らない場合が多く、聞き違いなど、音や音声聴取に課題がある。また、特別支援学校（聴覚障害）においては、軽度・中等度難聴の在籍率が40%程度はありともいわれ、軽度・中等度難聴児への教育的な対応が重要な課題である。このため、特別支援学校（聴覚障害）における軽度・中等度難聴児の教育的対応や保護者等の関係者支援に関する調査を実施し、現状や課題を把握した。また、年々増加傾向にある人工内耳装用児の指導・支援の実際を把握し、得られた情報から、軽度・中等度難聴は高度難聴とは異なる独自の教育的対応が必要であることを明らかにした。そして、特別支援学校（聴覚障害）のみならず、通常の学級や難聴特別支援学級における基本的な指導・支援の在り方について提案を行い、軽度・中等度難聴の理解と支援のためのリーフレットを刊行した。

聴覚障害教育における専門性の継承・共有が課題となっている中で、特に聴覚障害教育における教科等の指導については、教材活用が重要な論点となっている。このため、教材活用についての実態調査及び予備的・準備的研究を実施し、教科指導等の目的を達成するための教材の果たす役割や活用法について、国語科、算数・数学科、自立活動に焦点を当

て、授業研究を通して検討を行った。その結果、教材は、理解を促すもの、確認するもの、思考を深化・発展させるもの等に分類され、これらの特性を聴覚障害児の実態や教科等のねらいに関連づけて活用することが重要であることを明らかにした。また、聴覚障害教育に関わる教員による教材活用研究協議会を実施し、研究成果の普及と更なる教材活用の情報収集を行った。あわせて、通常の学級の教員も対象として聴覚障害教育に関する理解・啓発のための指導事例集を作成するとともに、全国聾学校長会や全日本聾教育研究大会、特殊教育学会等で研究成果を発表した。

（３）第４期中期目標期間中に取り組む研究活動

聴覚障害教育においては、「聞こえにくい」幼児児童生徒の特性を踏まえつつ学習指導要領の目標を達成する教育に努めてきた。教科指導では、視覚教材の充実や保有する聴覚を活用するなど、指導法の工夫を行ってきた。平成24～27年度にかけて、「聴覚障害教育の教材活用と自立活動の充実」を中心テーマに研究を行い、特別支援学校（聴覚障害）や難聴特別支援学級、通級指導教室の指導者に研究成果の普及に取り組んできた。第４期においては、これまでの研究成果を踏まえ、乳幼児期から高等部までを対象に、以下の研究に取り組む。

１）基幹研究

聴覚障害教育におけるセンター的機能の充実に関する研究～乳幼児を対象とした地域連携～
(平成 30～31 年度)

予備的研究 聴覚障害教育におけるセンター的機能の充実に関する研究(平成 29 年度)

特別支援学校（聴覚障害）は、障害発見後の乳幼児期から就労・進学までの間の教育を担っており、乳幼児期から保護者対応、地域支援、指導者育成、機関連携を行い、成果を挙げている。しかし、教員の世代交代や人事異動等により、早期からの教育的対応を担う専門性ある教員の確保が課題となっている。

このため、本研究では、①教育と医療・福祉・保健との連携、②家族支援の状況を調査し、今後も早期からの教育的対応の専門性を維持・継続・発展させつつ、関係機関との具体的な連携や円滑な家族支援を進めるためのマニュアルを作成し、特別支援学校（聴覚障害）の取組を支援する。

また、本研究の基礎資料を得るため、予備的研究では、特別支援学校（聴覚障害）、幼稚園、小学校、中学校等を対象としたアンケート調査（抽出）や訪問調査（抽出）を実施する。これらの調査結果から、特別支援学校（聴覚障害）の専門性、幼稚園、小学校、中学校における現状と課題を明らかにする。

特別支援学校（聴覚障害）におけるセンター的機能の充実に関する研究（小・中学校への合理的配慮の支援）
(平成 32～33 年度)

聴覚障害のある児童生徒が多様な学びの場で充実した学習ができるよう、合理的配慮を提供することは重要であるが、通常の学級で学んでいる人工内耳を装着した児童生徒には、情報保障が不十分であるとの指摘がある。

このため、本研究では、FM補聴システムの効果的活用や適切なコミュニケーション手段の選択等をどのように行っていくのか検討するとともに、合理的配慮の提供において、特別支援学校（聴覚障害）のセンター的機能が果たす役割について明らかにする。研究成果については、特別支援学校（聴覚障害）や小・中学校に提供して、聴覚障害における合理的配慮や特別支援学校（聴覚障害）のセンター的機能の活用について理解啓発を行う。

2) 年次基礎調査

特別支援学校（聴覚障害）のコミュニケーション手段の実態調査（平成29年度）

特別支援学校（聴覚障害）では、多様なコミュニケーション手段の活用とともに、授業における手話の活用にも取り組んでいる。本調査は、施策の参考に供するため5年毎に実態調査を実施しているものであり、コミュニケーション手段の推移や課題等を把握する上で意義がある。本調査を実施することにより、インクルーシブ教育システム構築に向けた幼稚園、小学校、中学校等の通常の学級におけるセンター的機能の現状と課題を得ることができる。これらにより、得られた成果を基に今後の研究ニーズの適合性、研究内容・方法の検討資料として活用する。さらに、文部科学省や全国聾学校校長会に報告するとともに、コミュニケーション手段について検討するための資料として提供する。

3) 基礎的研究活動

特別支援学校（聴覚障害）におけるキャリア教育の充実に関すること

（平成28～29年度）

文部科学省は、「キャリア教育は小学校段階から発達段階に応じて行うという点で、新しい教育といえる（2004年）」と示してから10年余りが経過した。現在、特別支援学校（聴覚障害）において、在籍児童生徒の多様化（障害の程度、コミュニケーション法等）に対応し、幼稚部から高等部までの各段階を通してキャリア教育を推進している。また、近年は、学校卒業後までを見通した一貫教育の重要性が再認識され、キャリア教育の充実強化が、特別支援学校（聴覚障害）の解決すべき課題の一つとなっている。

本研究所では、全国特別支援学校（聴覚障害）におけるキャリア教育の現状と課題を明らかにすることを目的として、アンケート調査を実施し、その結果を報告書や指導の参考となるリーフレットとして、教育現場に提供する。

2-3 知的障害教育分野

(1) 知的障害教育分野における課題

知的障害教育においては、障害の状態や学習上の特性等を踏まえ、日常生活や社会生活における習慣や技能、態度を身に付ける等、児童生徒が自立し社会参加するための資質や能力を育成することに重点をおいた取組が展開されている。

近年、特別支援学級や特別支援学校において、知的障害を有する児童生徒数は増加傾向を辿っている。知的障害特別支援学級及び児童生徒数（国公立）は、平成26年5月1日現在、小学校で16,369学級、62,591人、中学校で8,721学級、32,230人である。また、特別支援学校（知的障害）の児童生徒数は、平成26年5月1日現在、小学部で34,004人、中学部で27,327人、高等部で59,931人であり、特に高等部において増加傾向が著しい。さらに、設置校数も725校となっている。

在籍児童生徒数の増加と関連して、知的障害特別支援学級や特別支援学校（知的障害）では、障害の状態等が多様化してきており、教育課程の編成・実施に工夫や改善が求められている。知的障害特別支援学級に関しては、平成24～25年度に研究所が行った調査結果から、「集団での授業を全ての児童生徒のニーズに合うように展開すること」、「個々の児童生徒に合った学習目標・内容の選定」、「特別支援学校学習指導要領にある知的障害教育の教科や自立活動等」が、学級担任が抱える課題として挙げられている。

特別支援学校（知的障害）においては、特に高等部の生徒数の増加に対応して、多くの都道府県において、専門教育を主とする学科の設置やコース制を設定する等の対応が行われているが、児童生徒数の増加や障害の多様化に対する教員の専門性向上は依然として課題である。平成27年度に全国特別支援学校知的障害教育校長会が実施したアンケート結果によると、課題として最も高い割合で挙げられたのは、「指導力・専門性の維持向上、人材育成」であった。さらに、特別支援学校（知的障害）が地域で果たすセンター的機能のニーズも多様化している。

また、通常の学級に在籍する知的障害のある児童生徒に対する基礎的環境整備と合理的配慮の提供も検討課題である。平成26年5月1日現在、学校教育法施行令第22条の3に該当し、通常の学級に在籍する知的障害のある児童生徒は、公立の小学校で684人、中学校で319人である。このような児童生徒に対する基礎的環境整備や合理的配慮の実態を把握するとともに、通常の学級と特別支援学級や特別支援学校（知的障害）とで行われる交流及び共同学習を推進するための基礎的環境整備や合理的配慮についても、望ましい在り方を検討する必要がある。

さらに、小・中・高等学校等における各教科と特別支援学校の各教科の連続性を担保するために、小・中・高等学校等における教育上の課題を知的障害教育でも検討する必要がある。新しい時代に必要となる「育成すべき資質・能力」を踏まえた教育目標・内容、学習・指導方法、学習評価の在り方や「課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（い

わゆる「アクティブ・ラーニング」)、教育目標の実現に向けて、どのような教育課程を編成し、それを実現・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」の確立は、知的障害教育においても共通の課題である。

(2) 研究所におけるこれまでの取組と成果

知的障害教育分野では、第3期中期目標期間中に表2-3に示す研究及び調査に取り組んだ。

表2-3 知的障害教育分野における研究及び調査

実施年度	研究種別	研究課題名
平成22～ 23年度	専門研究B	「特別支援学校（知的障害）高等部における軽度知的障害のある生徒に対する教育課程に関する研究－必要性の高い指導内容の整理と教育課程モデルの提案－」
平成22～ 24年度	科研費 基盤研究(C)	特別支援教育におけるキャリア教育の充実を図るための研修パッケージ開発
平成24～ 25年度	全国調査	知的障害特別支援学級（小・中）の担任が指導上抱える困難やその対応策に関する全国調査
平成24年度	専門研究D	「特別支援学校（知的障害）における学習評価の現状と課題の検討（予備的・準備的研究）」
平成25～ 26年度	専門研究B	知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策に関する研究－特別支援学校（知的障害）の実践事例を踏まえた検討を通じて－

第3期中期目標期間では、特別支援学校（知的障害）高等部において増加が著しい、知的障害の状態が軽度（以下「軽度知的障害」と記す。）の生徒に対する教育課程について、文献研究や実態調査等を行った。これらの結果から、軽度知的障害のある生徒に指導すべき内容として、「対人コミュニケーション」、「社会生活のルール」、「基本的生活習慣」、「職業能力の育成」の4つのキーワードを明らかにするとともに、各キーワードについて、具体的な指導内容と教育課程上の位置づけに関する調査を行い、必要性の高い指導内容を明らかにした。

また、特別支援教育におけるキャリア教育の充実を図るため、特別支援学校の教員を対象とした調査からキャリア教育の研修ニーズ等を明らかにし、研修パッケージを作成するとともに、特別支援学校を対象とした調査から、キャリア教育の認知度とキャリア教育推進上の課題を明らかにした。さらに、特別支援学校や特例子会社等の訪問調査、ウェブサイトを通じた全国の教員との意見交換から、キャリア教育を組織的に推進する方策に関する知見を得た。

知的障害特別支援学級については、担任が抱える課題や困難、効果的な対応策や研修等に関する調査を行い、校内の学級設置状況別や担任の経験年数別に分析し、知的障害特別支援学級の担任に必要なサポート等を明らかにした。また、研修については、教材教具、知的障害の教育課程、個別の指導計画など日々の授業につながる内容や事例検討会など、個々の児童生徒の実態や対応に迫る形式が求められていると考察した。

特別支援学校（知的障害）の学習評価については、文献研究や実態調査等を行い、学習評価を行う際に共通の観点を定めたり、評価の時期や方法を共有化したりする等、学習評価を組織的に行い、教育課程を改善している学校は少ないこと等を明らかにした。こうした研究成果を踏まえ、知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策を明らかにするため、①観点別学習状況の評価の在り方、②学習評価を学習指導の改善に生かすための工夫、③学習評価を児童生徒への支援に活用する工夫、④組織的・体系的な学習評価の推進について検討した。この研究において作成したリーフレット「体系的な学習評価のPDCAサイクル」等に基づいて学習評価を進めることが、今後の知的障害教育の充実につながるものと考えられる。

（3）第4期中期目標期間中に取り組む研究活動

知的障害教育分野において、今後、取り組むべき課題としては、特別支援学校（知的障害）における育成すべき資質・能力を踏まえたカリキュラム・マネジメントについての検討、通常の学級と知的障害特別支援学級との交流及び共同学習を推進するための合理的配慮の在り方についての検討、対象となる児童生徒数の増加や障害の多様化に対応できる教員の専門性を担保し向上させることが挙げられる。これらについて、具体的に以下のような研究活動を行う。

1) 基幹研究

知的障害教育における「育成すべき資質・能力」を踏まえた教育課程編成の在り方
ーアクティブ・ラーニングを活用した各教科の目標・内容・方法・学習評価の一体化ー
(平成27～28年度)

特別支援学級や特別支援学校を中心とした知的障害教育分野では、弾力的で自由度の高い教育課程編成ができることから、障害の状態等も多様な中で、指導目標や指導内容を設定し、アクティブ・ラーニングを含めた指導方法を確立すること、また、それに対応した評価をどのように進めるか検討することが重要な課題である。このことに関して、平成25～26年度に実施した「特別支援学校（知的障害）における組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策に関する研究」では、特別支援学校における組織的・体系的な学習評価の推進やカリキュラム・マネジメント手法の構築には、依然として課題が残されていることを指摘している。特別支援学校（知的障害）では、育成すべき資質・能力を踏まえた教育課程編成の在り方として、学習・指導目標や指導内容・指導方法及び評価方法を一体的に捉

えたカリキュラム・マネジメントについての検討と実践事例の積み上げを行う必要がある。

このため、本研究では、学習指導要領の改訂を見据え、「育成すべき資質・能力」を確実に身に付けるための指導内容・方法・学習評価の一体化の在り方について、教育現場ではどのような工夫や改善方策が考えられるのかを検討する。研究成果については、アクティブ・ラーニングの具体的実践方法やカリキュラム・マネジメントの考え方及び進め方として提案し、関係校長会等を通じて、教職員等への理解・普及を図る。

知的障害特別支援学級担当者の専門性向上研修パッケージの開発

(平成 31～32 年度)

特別支援学校（知的障害）の在籍児童生徒の増加・多様化に伴い、教員の専門性向上は重要な課題であるが、特に、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、知的障害特別支援学級担当者の専門性向上の必要性は論を待たない。知的障害特別支援学級担任を対象とした、児童生徒数の増加や教育的ニーズの多様化に対応可能な専門性を身に付けるための研修の在り方について、検討することが求められている。

このため、本研究では、知的障害教育におけるカリキュラム・マネジメントの考え方や合理的配慮の提供方法等を専門性の具体的内容として整理するとともに、教育現場において実際の指導の効果をもたらす、担当者の実践意欲を高めるような専門性向上プログラムを研修パッケージとして提案する。研究成果については、教育委員会や教育センター、各学校での研修において活用されるよう、関係機関等を通して普及を行う。

2) 年次基礎調査

知的障害特別支援学級の教育内容・方法等に関する調査

(平成 28～30 年度)

知的障害特別支援学級のこれまでの基礎的データを集約・整理し、指導上の課題、並びに教師の専門性の内容を明らかにすることを目的として、調査を実施する。具体的には、平成 28 年度に調査設計、平成 29～30 年度に集計・分析を行い、平成 24 年度の調査との比較検討を行う。調査結果は、平成 31～32 年度に実施する基幹研究の基礎資料とするとともに、全国特別支援学級設置校長協会や全国特別支援学校長会等に情報提供を行う。

3) 基礎的研究活動

知的障害特別支援学級の交流及び共同学習における合理的配慮に関すること

今後、知的障害のない子供と知的障害のある子供が共に学ぶ場や機会は益々増加していくことが想定される中で、知的障害特別支援学級においては、学習の質を高めるための合理的配慮や交流及び共同学習における合理的配慮の在り方について、実践事例の検討と好事例の提供が求められている。また、通常の学級においては、知的障害のある児童生徒の在籍者数が一定程度見込まれる際、実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごすつ、生きる力を身に付けるために、教育内容や学習・指導方法、評価の在り方について、

必要かつ適切な変更・調整を図り、合理的配慮を充実させていくことが課題である。

このため、本基礎的研究活動により、多様な学びの場における知的障害のある児童生徒の交流及び共同学習の実施状況や教育課程の編成・実施状況を把握した上で、知的障害のある児童生徒の特性を踏まえた合理的配慮の在り方やそれを踏まえた教育課程の在り方について検証する。結果は教育現場に対して情報提供するとともに、知的障害特別支援学級と通常の学級や特別支援学校との交流及び共同学習を行う際の具体的な合理的配慮の在り方として提案する。

キャリア教育に関する情報収集に関すること

インクルーシブ教育システム構築の目標でもある共生社会の実現には、幼児期からのキャリア発達に関する視点が重要である。近年、全国の知的障害特別支援学校高等部卒業生の企業就労が進んでいる。障害の実態に応じた多様な進路が求められるとともに、卒業後に必要な力の育成が重視されている。このことから、卒業生の卒業後の実態の調査や、知的障害教育に関わるキャリア教育について情報を収集し分析することで、知的障害教育の充実につながるためのキャリア教育の在り方を提案する。

2-4 肢体不自由教育分野

(1) 肢体不自由教育分野における課題

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。肢体不自由のある幼児児童生徒の障害の状態は、一人一人異なっているため、学習上又は生活上どのような困難があるのか、それらは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのかという観点から実態把握を行い、適切な指導と支援を行うことが必要である。

特別支援学校（肢体不自由）及び肢体不自由特別支援学級の在籍児童生徒の起因疾患として最も多いのは、脳性疾患である。脳性疾患のある幼児児童生徒には、運動・動作や姿勢に関する課題とともに、学習課題を見て理解したり聞いて理解したりすることに困難さがある場合があり、運動・動作や姿勢に加え、認知の特性を踏まえた指導が求められる。肢体不自由特別支援学級の在籍児童生徒に関する調査では、移動に関する次に次いで、定規やはさみ等の道具や用具の活用に関する困難さが多いとされている一方で、実際の用具の工夫や補助具の活用等の配慮は相対的に低いことが示されており、一人一人に応じた適切な配慮を確実に提供することが課題である。

一方、肢体不自由教育の対象は増加し、学びの場には多様化が見られる。特別支援学校（肢体不自由）及び肢体不自由特別支援学級の数、在籍児童生徒数は増加傾向にあり、通常の学級や他障害種の特別支援学級にも肢体不自由のある児童生徒がいることが推測される。交流及び共同学習については、肢体不自由特別支援学級の児童生徒の大多数での実施が報告されているが、学びの内容の評価等が今後の課題である。

特別支援学校（肢体不自由）については、全国特別支援学校肢体不自由教育校長会が、起因疾患等に関する調査を行うとともに、研究協議会等での発表を書籍として発刊する等、教職員の専門性向上に資する取組が行われており、研究所からも協力を行っている。

小・中学校に在籍する児童生徒の通級による指導については、他の障害種において拡大している一方で、肢体不自由教育分野においては数年間ほぼ変化が見られなかったが、特別支援学校（肢体不自由）による通級による指導の取組が見られ始めている。

肢体不自由特別支援学級の設置はほとんどが1学級であり、担当教員の経験年数が短く、特別支援学校免許状保有率も低い等の調査結果が示されている。小・中学校における担当教職員の専門性向上に関する全国的な取組は見当たらず、専門性向上のための手だての検討が課題である。肢体不自由特別支援学級への調査によると、特別支援学校のセンター的機能を今後活用したいという回答がこれまでの活用実績の回答数を上回っており、活用ニーズが伺える。一方で、特別支援学校（肢体不自由）によるセンター的機能の地域での貢献が他の障害種に比べて高くないという報告があり、また、小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒を対象とした調査には、連携先として、特別支援学校よりも医療機関の割合の方が大きいという報告もある。今後、小・中学校に在籍する肢体不自由のある児

児童徒の学びの充実のために、特別支援学校や医療機関等との連携の在り方についての検討が課題である。

(2) 研究所におけるこれまでの取組と成果

肢体不自由教育分野では、第3期中期目標期間中に表2-4に示す研究及び調査に取り組んだ。

表2-4 肢体不自由教育分野における研究及び調査

実施年度	研究種別	研究課題名
平成22～ 23年度	専門研究B	肢体不自由のある児童生徒に対する言語活動を中心とした表現する力を育む指導に関する研究－教科学習の充実を目指して－
平成24～ 25年度	専門研究B	特別支援学校（肢体不自由）のA T・I C T活用の促進に関する研究－小・中学校等への支援を目指して－【中期特定研究（特別支援教育におけるI C Tの活用に関する研究）】
平成26～ 27年度	専門研究B	小・中学校に在籍する肢体不自由児の指導のための特別支援学校のセンター的機能の活用に関する研究－小・中学校側のニーズを踏まえて－
平成26年度	調査	全国小・中学校肢体不自由特別支援学級での指導等に関する調査

肢体不自由教育分野では、主に①学習指導要領改訂を踏まえた教育現場での課題に対応した研究、②研究所の中期特定研究（特別支援教育におけるI C Tの活用に関する研究）の一環として行った研究、③インクルーシブ教育システムの構築に向けた動きに対応した研究を行ってきた。それらの概要は次のとおりである。

①の研究においては、言語活動の重点化を踏まえ、表現する力を育成するために有効と思われる指導法、教材教具の活用について指導実践の在り方を提案した。その中では、障害特性が学習に及ぼす影響と指導の配慮・工夫を示すとともに、教科の目標や内容に照らした困難さの分析と配慮を踏まえた、表現する力を教科指導の中で育む工夫について、実践事例を示した。また、肢体不自由特別支援学級を対象とした調査からは、担当者の約半数が、障害特性に応じた指導についての情報が得にくいと感じていることが示された。

②の研究においては、特別支援学校（肢体不自由）におけるA TとI C Tの活用に関する現状と課題について、整理・分析した。また、課題の解決を図るための考え方と実践事例を示すとともに、A T・I C T活用の促進を図るための学校の取組を把握するためのツールを開発した。さらに、特別支援学校のセンター的機能を活用した小・中学校での肢体不自由のある児童生徒へのA T・I C T活用の現状と課題について、調査と実践事例によ

り検討した。本研究を通して得られた成果は、「特別支援学校（肢体不自由）におけるアシ
スティブ・テクノロジー活用のためのガイドー組織的な取組の促進を目指してー」と題し
た書籍として、刊行した。

③の研究においては、小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒への適切な指導
のため、担任によるセンター的機能の活用に焦点を当て、小・中学校側の活用及び特別支
援学校側の支援の在り方について明らかにし、具体的な事例を紹介するとともに、今後の
方向性の提案を行った。特別支援学校（肢体不自由）の調査からは、センター的機能を円
滑に進めていく上での要件が明らかになるとともに、肢体不自由特別支援学級の調査から
は、担当教員の専門性やセンター的機能の活用に関する課題等が明らかになった。

（3）第4期中期目標期間中に取り組む研究活動

インクルーシブ教育システムの構築に向け、多様な場で学ぶ肢体不自由のある子供の学
びがより充実したものとなるよう、一人一人の的確な実態把握に基づいた適切な指導と必
要な支援が行われることが重要である。そのためには、担当教職員の専門性の向上や、指
導を支える教育資源の組み合わせが重要である。特別支援学校（肢体不自由）においては、
専門性向上のため、校長会による組織的な支援の取組等が行われている一方で、小・中学
校における肢体不自由教育担当教職員については、全国的な取組は見当たらず、専門性向
上のための手だての検討が課題である。そこで、第4期においては、研究の対象の焦点を
小・中学校に当てて、以下の課題に取り組む。

1) 基幹研究

小・中学校における肢体不自由の児童生徒への指導及び支援のための校内外の体制づく りに関する研究 (平成31～32年度)

肢体不自由のある子供の多様な学びの場での指導は、保健、医療、福祉、労働等関連分
野との連携も視野に入れた、就学前から卒業後までの一貫した支援がより重要となる。そ
のためには、多くの小・中学校で実施されている交流及び共同学習を含めた校内での体制
のほか、多くの子供が就学前から利用している療育機関や、センター的機能を通して助言
や援助が可能な特別支援学校（肢体不自由）との連携等、校内外の体制づくりの在り方
についての検討が重要である。

このため、本研究では、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用の在り方を含め、
質問紙調査や実践事例を通して検討し、教育委員会や各学校における肢体不自由のある児
童生徒への指導・支援のための校内外の体制づくりの視点等について提言を行い、今後の
教育現場における取組の充実に寄与する。

(予備的研究) 小・中学校に在籍する肢体不自由児及び学習状況等に関する調査研究 (平成28年度)

研究所では、これまで肢体不自由特別支援学級に在籍する児童生徒の状況や指導の実態及びセンター的機能に関するニーズ等について調査研究を通じて検討してきたが、通常の学級や他障害種の特別支援学級にも在籍すると推測される肢体不自由のある児童生徒についての全国的な状況に関する報告はない。このため、小・中学校における肢体不自由のある児童生徒の実態を把握するための調査研究を実施し、概況を把握するとともに、後述の基礎的研究活動を行う際に活用可能な基礎資料を得る。

2) 年次基礎調査

肢体不自由特別支援学級実態調査

(平成 31～32 年度)

これまで肢体不自由特別支援学級の児童生徒や担当教職員の実態、指導の状況等について、5年毎に調査を行ってきた。今回は、平成 31 年度に前回（平成 26 年度）の結果を踏まえて調査研究を行い、得られる基礎資料については、平成 32 年度に公表する。

3) 基礎的研究活動

小・中学校における肢体不自由教育担当教職員の専門性向上に関する検討

小・中学校においては、肢体不自由のある児童生徒を主に担当する教職員が少数であることが多く、On-the-Job Training (O J T) のような、校内での専門性向上を図る取組が難しい状況にある。このため、肢体不自由のある児童生徒を主に担当する教職員や、交流及び共同学習を担当する教員等の専門性に関する実態を把握するためのインタビュー調査を行い、肢体不自由の障害特性を踏まえて学習場面で行われている手立て・配慮の現状や教科指導等を担当する教師が抱えている悩み等を明らかにし、専門性向上に向けた方策について検討する。研究の成果は、上述の基幹研究において活用するとともに、関係校長会等に報告し、担当教職員の専門性向上に寄与する。

2-5 病弱・身体虚弱教育分野

(1) 病弱・身体虚弱教育分野における課題

病弱・身体虚弱教育（以下、「病弱教育」という）の対象となる病気のある児童生徒の生活状況は、近年の医療・医学の進歩により大きく変化している。例を挙げると、「入院期間の短期化」や「繰り返す入退院」、「外来通院治療が中心」などである。また、長期療養型の小児病棟が閉鎖される例もあり、今後、病院に隣接・併設する特別支援学校（病弱）では児童生徒数が減少する学校がある。一方で、精神疾患や心身症のある児童生徒数は増加するなど、病弱教育の対象となる児童生徒の病気の種類が変化してきた。さらに、小児がん拠点病院の指定による専門性と集中化等の政策が進められ、高度医療により、更に生存率の向上が見られることで、退院や治療後を見据えた小児がんの児童生徒の教育が必要となってきた。「児童福祉法」（小児慢性特定疾病）や「難病の患者に対する医療等に関する法律」等による医療福祉的支援制度の変化にも、注視が必要である。

このような状況の中で、入院が必要な児童生徒については、入院中の教育の充実だけではなく、前籍校との連携を図りながら退院後の教育的支援を充実させていく必要がある。一方で、小・中学校に設置されている病弱・身体虚弱特別支援学級数が増加していること、病気のある児童生徒が小・中学校の通常の学級にも多く在籍していることから、病弱教育では、特に連続性のある多様な学びの場の充実が必要である。そのためには、小・中・高等学校等に在籍する病気のある児童生徒に対しても、病状や個々の教育的ニーズに応じた教育的な支援や配慮が必要であり、合理的配慮の視点も不可欠である。

以上を踏まえて、今後の病弱教育においては、合理的配慮の具体例の蓄積と情報提供が必要な一方で、多様な学びの場を支える特別支援学校（病弱）のセンター的機能の充実に向けて、専門性を明確にし、維持するための検討が必要となる。合理的配慮に関連して、小・中学校等の教員を対象とした病弱教育に関する研修等が必要であり、また、学校保健との連携強化も望まれる。このような展望を考えた、病気のある児童生徒の合理的配慮に関する研究と特別支援学校（病弱）の専門性の維持向上に寄与する研究が必要である。

なお、医療の進歩等による病弱児を取り巻く環境の変化を踏まえて、文部科学省からは、「病気療養児の教育について（通知）」（平成6年12月21日）に加えて、「病気療養児に対する教育の充実について（通知）」（平成25年3月4日）により、実態に合わせた病気療養児の教育の充実の方向性が示されている。また、平成27年5月には「長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査」の結果が報告された。特別支援学校における通級による指導、遠隔教育の実施など、多様な学びの場の充実に向けた施策も進められている。

(2) 研究所におけるこれまでの取組と成果

病弱教育分野では、第3期中期目標期間中に表2-5に示す研究及び調査に取り組んだ。

表 2-5 病弱・身体虚弱教育分野における研究及び調査

実施年度	研究種別	研究課題名
平成 22～ 23 年度	専門研究 B	特別支援学校（病弱）のセンター的機能を活用した病気の子供支援ネットワークの形成と情報の共有化に関する研究
平成 26～ 27 年度	専門研究 B	インクルーシブ教育システム構築における慢性疾患のある児童生徒の教育的ニーズと合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究
平成 26～ 27 年度	共同研究	小児がん患者の医療、教育、福祉の総合的な支援に関する研究
平成 23～27 年度（継続）	調査	（全国）病弱教育施設調査、（全国）病類調査
平成 25 年度	調査	希少疾患のある幼児児童生徒への教育支援に関する情報収集
平成 25 年度	調査	I C Tを活用した病弱教育情報共有システムの充実・普及と I C Tの授業への活用に関する情報収集
平成 26～ 27 年度	調査	特別支援学校（病弱）のセンター的機能及び慢性疾患のある児童生徒への支援に関する情報収集（特別支援学校（病弱）の新たな取組に関する情報を含む）

国立特殊教育総合研究所の時代には、長期の病気療養児や様々な慢性疾患を対象にした研究を、教育、心理、医学的な視点から行ってきた。例えば、小児がんのある児童生徒の教育では、ターミナル期の教育等が挙げられる。特別支援教育への移行に前後して、医療の進歩等に伴う対象児童生徒の実態の変化や病気療養が原因の長期欠席者（不登校を含む）など、教育現場の喫緊の課題を踏まえた研究にシフトしてきた。また、I C T活用や特別支援学校（病弱）等のネットワーク構築による病弱教育における指導・支援等の知識の蓄積や、それらの普及に向けて実施した研究の成果として、全国特別支援学校（病弱）校長会の病弱教育支援冊子「病気の児童生徒への特別支援教育～病気の子供の理解のために～」の作成にも協力してきた。

平成 26 年度からは、インクルーシブ教育システムの構築に資する研究に取り組み始め、特別支援学校（病弱）が保有する病弱教育の専門性を集約・分析することで、小・中学校等における合理的配慮を検討する資料としても活用できる成果物の作成を目指している。

また、平成 26～27 年度には、国立研究開発法人（平成 26 年度は独立行政法人）国立成育医療研究センターとの共同研究として、「小児がん患者の医療、教育、福祉の総合的な支援に関する研究」を実施した。国立障害者リハビリテーションセンターにおける高次脳機

能障害に関する研究への研究協力も行ってきた。

(3) 第4期中期目標期間中に取り組む研究活動

病弱教育分野では、インクルーシブ教育システムの構築に資する研究、合理的配慮と基礎的環境整備による教育の充実、連続性のある多様な学びの場における病気のある児童生徒への教育の充実を行う研究を進めることにより、国の施策に寄与するとともに、教育現場における喫緊の課題にも対応する。加えて、疫学的な検討や医療・保健・福祉との連携も必要であり、これらの活動も実施していく。

1) 基幹研究

精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究

(平成29～30年度)

(予備的研究) 精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育の実態とニーズに関する基礎調査

(平成28年度)

第3期中期目標期間においては、慢性疾患のある児童生徒を対象にした教育的ニーズと教育的配慮に関する研究、また、共同研究により、小児がんの児童生徒の教育に関する研究を実施した。一方、近年、病弱教育の対象として増加している精神疾患・心身症のある児童生徒の教育的な支援や配慮については、現時点では明確な指針もない。

そこで、今後の国の施策への反映及び現場の教育に資するために、教育現場における教育的ニーズを明確にして、特別支援学校を中心とする取組を集約することで、教育的な支援・配慮内容を明らかにする研究を推進する。予備的研究では、精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的なニーズについて、第3期中期目標期間でパイロット的に行った研究を深め、アセスメントシートとしても活用できる教育的ニーズを提言する。続く基幹研究として、教育的ニーズを踏まえた教育的支援・配慮について、特別支援学校を中心に知見を収集して分析を行う。なお、本研究では、従来の枠にとらわれず、関連する医療、保健、福祉の領域を含めた検討を行うので、学校保健との連携等を含めて、関連する領域を含めたソーシャルサポートも視野におき、教育的な支援や配慮内容も考慮した検討も行う。

研究成果として、小・中・高等学校を含む教育現場で活用できる「精神疾患及び心身症のある子どもの教育支援ガイドブック(仮称)」を作成する。また、このガイドブックの有効性を実際の事例(事例集)を基に検討する。

最終的には、第3期中期目標での成果を踏まえて、小・中・高等学校を含めた教育現場に対し、病弱教育の対象となる児童生徒の教育的ニーズと教育的配慮の提言を行う。

2) 年次基礎調査

病類調査

(平成29年度、平成31年度)

現在、全国病弱虚弱教育研究連盟と行っている病弱教育対象児の病類調査(年次基礎調

査)については、文部科学省の「教育支援資料」にも引用されている。本調査を継続することで、他の分野(児童福祉法による小児慢性特定疾病等の疫学)との比較検討が可能となるデータとして提供する。これにより、一つの調査だけでは見えてこない、病弱児の教育的ニーズに対する適切な対応の充実に寄与する。

3) 基礎的研究活動

特別支援学校(病弱)のセンター的機能及び病弱教育の専門性に関する情報収集、及び、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援学校(病弱)の新たなセンター的機能活用に関する検討

インクルーシブ教育システムの構築に資するため、連続する多様な学びの場における病弱教育の専門性に関する調査研究を行う。入院する児童生徒だけではなく、通常の学級や特別支援学級に在籍する病気のある児童生徒への支援が必要であり、特別支援学校(病弱)が中心的な役割を果たすために、従来のセンター的機能を発展させた機能を検討し、将来的な展望も含めて提言を行う。

病弱教育では、児童生徒の病状の変化に柔軟に対応でき、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、それに応じた教育的な支援・配慮ができる資質・能力に加えて、前籍校との連携や義務教育段階後の教育、進学の問題等の課題解決への対応が、また、教育機関間の連携や他の専門機関との連携を進めるための連絡調整能力(コーディネート力)も必要とされている。今後の病弱校の再編により分散される可能性がある病弱教育の専門性に関する知見を集積し、分析を行い、今後、どのように維持、普及するかについても検討する。これらの基礎的研究活動により、病弱教育の専門性とセンター的機能を明確にすることができ、今後の都道府県における病弱教育の専門性の維持に寄与すると同時に、小・中学校への支援の具体的な方策を提言する。

研究成果を利用した研修、セミナー等の実施による病弱教育に関する普及活動

研究成果(慢性疾患、小児がん、平成30年度以降は、精神疾患及び心身症を含む)に基づき、インクルーシブ教育システム構築に必要な合理的配慮や基礎的環境整備の内容も盛り込んだ、成果ごとの「病気のある子どもの教育支援ガイドブック(仮称)」を作成するとともに、教育委員会等における小・中学校の教員に対する研修や関係機関との連携によるセミナー等を実施して普及を図る。また、実施時の参加者の評価を踏まえて「インクルーシブ教育システム構築に必要な病気のある児童生徒の教育的ニーズと教育的配慮に関するガイドブック(仮称)」として質の高いものに改訂し、統合化する。このガイドブックは、研究所の研修を含む、研修やセミナーで活用できるだけでなく、特別支援学校がセンター的機能として、地域の小・中・高等学校を支援する場合に活用できるものを目指す。将来的には、特別支援学校が新たなセンター的機能を発揮するために利用できる情報コンテンツとなり、連続した多様な学びの場における病弱教育の普及促進に寄与する。

医療的ケアに関する基礎的な検討

教育現場における医療的ケアの必要な児童生徒が増えており、小・中学校でも看護師の配置が可能となった。病弱教育の視点から、他の研究班と共同して基礎的な検討を始める。

2-6 言語障害教育分野

(1) 言語障害教育分野における課題

言語障害教育が対象としているのは、器質的又は機能的な構音障害（口蓋裂によるものや学習上の発音の誤り等）、話し言葉の流暢性に関わる障害（吃音などリズムの異常等）、話す・聞く等言語機能の基礎的事項の発達の遅れ（いわゆる「言語発達の遅れ」）である。

構音障害の指導においては、医療機関等で行われている訓練と教育で行われている指導の関連性や役割分担の在り方、口唇口蓋裂の手術後の発音指導に関する医療機関との連携等、関係機関との連携が重要である。吃音等の指導に当たっては、子供をはじめ保護者等を心理的に支える配慮が重要であり、具体的な指導方法の追求とともに本人の内面や保護者等への支援について検討する必要がある。言語発達の遅れについては、その背景に様々な要因があり、その要因と子供の実態、指導内容や指導方法の関係等を明らかにしていく必要がある。さらに、言語障害教育においては、主訴が言語障害であっても、その他の教育的ニーズを合わせ有する子供に対しても指導を行ってきた。こうした多様な教育的ニーズのある子供にどのような指導や支援を行えばよいかは課題となっている。

一方、言語障害とは、社会の一般の聞き手にとって言葉そのものに注意が引かれるような話し方をする状態及びそのために本人が社会的不都合をきたすような状態といえる。したがって、言語障害教育では、発音等の子供自身の課題に焦点を当てただけではなく、子供と周囲の人々との関係やコミュニケーションに視点を置いた指導や支援の在り方や、生活全般の環境調整をどのように進めていくのかに関する検討も重要な課題である。

言語障害教育の役割や制度的な面では、次のような課題が挙げられる。子供がことばを発するのは就学以前であり、この時期に「ことばの遅れ」に気づいた保護者に対して「幼児ことばの教室」（幼児を対象とする教育的支援の場）における相談・支援や子育て支援も含めた早期対応等を行う必要がある。そのためには、早期からの支援システムが地域で整っている必要があり、また、「幼児ことばの教室」等の役割やそこで行われている指導内容の充実改善を検討していくことが重要である。

言語障害のある子供は、通常の学級で教育を受け、「ことばの教室」（言語障害通級指導教室、言語障害特別支援学級）で個別の指導を受けることから、通常の学級との連携が重要である。また、「ことばの教室」での指導を経て学習障害（LD）を対象とする通級による指導など、他の学びの場に移行していく子供がいることから、様々な学びの場との連携や役割分担を明らかにする必要がある。さらに、中学校や高等学校段階における指導内容の検討や支援体制の充実が必要である。

以上のように、「ことばの教室」は子供への指導や支援とともに、地域における一貫した支援体制において重要な役割を果たしてきた。それらを踏まえて、言語障害教育が、今後のインクルーシブ教育システムの構築において果たす役割やその専門性について検討していくことが課題である。

(2) 研究所におけるこれまでの取組と成果

言語障害教育分野では、第3期中期目標期間中に表2-6に示す研究及び調査に取り組んだ。

表2-6 言語障害教育分野における研究及び調査

実施年度	研究種別	研究課題名
平成22～ 23年度	専門研究B	言語障害のある子供の通常の学級における障害特性に応じた指導・支援の内容・方法に関する研究 ー通常の学級と通級指導教室の連携を通してー
平成24～ 25年度	専門研究B	ことばの遅れを主訴とする子供に対する早期からの指導の充実に関する研究 ー子供の実態の整理と指導の効果の検討ー
平成26年度	予備的・ 準備的研究	地域の状況に応じた「ことばの教室」の活動の実態に関する研究
平成27～ 28年度	専門研究B	「ことばの教室」がインクルーシブ教育システム構築に果たす役割に関する実際的な研究ー言語障害教育の専門性の活用ー
平成23 ～24年度	調査	平成23年度全国難聴・言語障害学級及び通級指導教室実態調査
平成25～ 27年度	科学研究費 基盤研究(C)	言語障害のある子供に対する協調運動面の指導に関する実践的研究
平成25 ～28年度	科学研究費 基盤研究(C)	吃音のある子供の自己肯定感形成に向けた教員と保護者の協働支援プログラムの開発
平成25 ～28年度	科学研究費 基盤研究(C)	一貫した支援を実現するための幼稚園と小学校との連携内容・方法に関する実証的研究

言語障害教育における指導内容及び指導方法については、構音障害、吃音、ことばの遅れの3つの障害全てについて、第2期及び第3期中期目標期間中に研究を行った。その成果は、動画資料のウェブサイトからの発信や研究成果報告書の公表等により、教育現場での活用を促している。また、言語障害教育に初めて携わる教員や経験の少ない教員向けに、『ことばの教室 ことはじめ』（2015）を作成し配布した。

言語障害教育における多様な教育的ニーズのある子供への指導については、科学研究費の研究で取り組んできた。今後は、更に組織的な研究に発展させていく計画である。

通常の学級等との連携や地域の一貫した支援体制における言語障害教育の役割については、第3期中期目標期間中に特に重点的に取り組んだ課題であり、それらの成果を踏まえて、「ことばの教室」がインクルーシブ教育システムの構築に果たす役割に関する研究に着手している。この研究は第4期中期目標期間まで継続して実施する。

また、言語障害教育の実態を把握するため、5年毎に全国調査を実施してきた。その結果は研究計画の策定に活用するとともに、教育行政や教育現場等で言語障害教育の充実のために活用されている。この調査は、これまで聴覚障害教育分野と共同で実施してきたが、次回は、他の分野との連携についても検討する予定である。

(3) 第4期中期目標期間中に取り組む研究活動

言語障害教育は、通常の学級で学習し生活する子供たちに対して個別の指導を行ってきた。また、言語障害教育での指導を経て、学習障害(LD)を対象とする通級による指導などへ移行することも行われてきており、多様な学びの場の一つとしても役割を果たしてきたといえる。さらに、言語障害教育の担当者は校内や地域において特別支援教育を推進する役割を果たしてきた。このような現状を踏まえ、言語障害教育の専門性について再確認するとともに、その専門性がインクルーシブ教育システムの構築において果たす役割について明らかにする必要がある。また、中・高等学校段階の言語障害教育については充実を図る必要がある。これまで、言語障害教育は、多様な教育的ニーズに対応してきたが、その多様さについて、他領域の研究成果を踏まえて再検討することも必要である。

1) 基幹研究

「ことばの教室」がインクルーシブ教育システムの構築に果たす役割に関する実際的研究—言語障害教育の専門性の活用— (平成27~28年度)

子供の成長過程における課題がことばの側面に現れることが多いことから、言語障害教育は、これまでも特別支援教育の入口として様々な役割を担ってきた。現在、言語障害教育担当教員は、言語指導に関する専門性の維持及び向上を図るとともに、校内や地域でのインクルーシブ教育システムを構築する役割を求められている。

そこで、本研究では、言語障害教育担当教員の専門性の維持・向上を図る方策を検討するとともに、言語障害教育がインクルーシブ教育システムの構築に果たす役割を、言語障害教育の専門性の活用の観点から検討し整理する。研究の成果は、全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会や各地域の研究大会等において報告することなどを通して、教育行政や教育現場の取組に寄与する。

言語障害のある中学生への指導・支援の充実に関する研究 (平成30~31年度)

(予備的研究) 言語障害のある中学生への指導に関する研究 (平成29年度)

言語障害教育は、平成5年の通級による指導の制度化以降20年を経過し、小学校での指導体制は充実した。しかし、中・高等学校段階での指導体制や指導内容、指導方法には課題がある。

このため、本研究では、まずは、予備的研究として言語障害のある中学生に対する指導内容・方法の情報を収集し整理することで、基幹研究につなげることとする。基幹研究で

は、指導・支援の内容や方法、体制等を検討し、言語障害のある中・高等学校段階の生徒への指導・支援を充実させるための方策を考察・整理する。また、中学生に対することばの教室の役割、地域のインクルーシブ教育システムにおいて果たす役割を明らかにする。研究の成果は、中・高等学校段階における言語障害教育の充実に向けた今後の施策推進の参考に供する。

「ことばの教室」における多様な子供の実態と指導内容に関する研究

(平成 32～33 年度)

言語障害教育においては、例えば「主訴は構音障害であるが身のこなしにぎこちなさがある子供」のように、主訴以外にも教育的ニーズのある子供たちが多く存在している。こうした子供たちに構音指導を行うだけでは指導として不十分であるが、ことばの教室では手探りでの指導がなされている現状である。

そこで、本研究では、従来の言語障害教育の知見に、作業療法等の医療分野や発達障害教育等の他領域の研究成果を加えながら、こうした子供たちの実態や教育的ニーズの把握方法や指導内容について再検討を行う。研究の成果は、教育現場に対し、多様な幼児児童生徒の実態に対応するための知見として提供するとともに、教育行政に対し、通級による指導の検討のための基礎資料として提供する。

2) 年次基礎調査

全国難聴・言語障害学級及び通級指導教室実態調査

(平成 28～29 年度)

本調査は、言語障害教育に関する基礎的な情報を5年毎に調査するもので、今回で9回目となる。これまでのデータとの経年変化を明らかにするとともに、言語障害教育における合理的配慮の実際や中・高等学校段階における支援の実態など、今日的な課題を調査する。調査結果を基にリーフレットを作成して、教育委員会や全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会等を通じて、全国のことばの教室に提供する。

2-7 自閉症教育分野

(1) 自閉症教育分野における課題

自閉症は、社会的相互交渉の障害、コミュニケーションの障害、興味や関心が狭く特定のものに固執することを特徴とする中枢神経系の機能障害や機能不全が原因の発達障害である。

自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童生徒数と通級による指導（自閉症）を受けている児童生徒数は、年々、増加している。文部科学省の「通級による指導実施状況調査結果（平成25年度）」によると、指導を受けている児童生徒数が全体的に増加傾向にある中でも、増加している障害種の一つとして自閉症が挙げられる。また、特別支援学校（知的障害）に在籍する自閉症のある幼児児童生徒数の最新の統計情報はないが、在籍児童生徒の3～5割は自閉症と診断又はその可能性があるかと推定される。

「21世紀の特殊教育の在り方について：一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について（最終報告）」（21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議，平成13年）の中で、自閉症のある子供には、知的障害教育の内容や方法だけでは適切な指導がなされないこと、また、知的障害と自閉症の違いを考慮して自閉症の特性に応じた対応の必要性が示されたことを受けて、学校現場では、自閉症の特性に即した教育が模索されてきた。具体的には、研究開発学校（筑波大学附属久里浜特別支援学校）や文部科学省の特別支援教育総合推進事業で、特別支援学校（知的障害）や自閉症のある子供が在籍する小・中学校の特別支援学級において、自閉症に対応した指導内容や指導方法の検討が進められてきた。これらの実践から、自閉症の特性を踏まえた指導内容や指導方法、環境面等への配慮が報告されたが、それらを総括した上で、自閉症に対応した教育課程とは何かについては明確な結論は示されていない。また、自閉症のある子供の指導に関して、どのようなプログラムがどのような子供に必要なのかについて結論を出す証拠が不十分であるとされている。自閉症のある子供の多様な状態像を踏まえると、個々の実態に即すことを前提としながら、自閉症教育として必要な指導内容や指導方法を追究することが求められる。このことは、自閉症教育に携わる教員の専門性の向上においても重要な課題である。

自閉症のある子供は、通常の学級のように多人数が在籍する学級では、社会性やコミュニケーションの障害といった中核的な障害特性により行動面や注意の問題が生じやすく、そのことが結果として彼らの学業成績に影響を及ぼすとされている。また、独特な認知・学習様式によって、元来の知的能力が発揮されにくいことも報告されている。したがって、自閉症のある子供への指導においては、教師が自閉症の障害特性とともに彼らの独特な認知・学習様式を理解し、学習能力の多様性を踏まえながら個々の強みと弱みを的確に把握して指導することが重要となる。

加えて、学齢期以降の発達を支える基盤には、早期からの指導・支援が重要な意味を持つ。自閉症のある子供には、早期から特性を理解し、必要な社会的学習が可能な環境を整

える等して適切な指導を行うことにより、社会性やコミュニケーション能力、言語能力、知的能力において改善が認められ、予後を良好に導くとされている。したがって、幼児期段階での教育と学齢期以降の教育のつながりを踏まえた指導・支援が求められる。

(2) 研究所におけるこれまでの取組と成果

自閉症教育分野では、第3期中期目標期間中に表2-7に示す研究に取り組んだ。

表2-7 自閉症教育分野における研究

実施年度	研究種別	研究課題名
平成22～ 23年度	専門研究B	特別支援学級における自閉症のある児童生徒への国語科指導の実際－習得状況の把握と指導内容の編成及び実践を中心に－
平成24～ 25年度	専門研究B	自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の算数科・数学科における学習上の特徴の把握と指導に関する研究
平成26～ 27年度	専門研究B	特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の自立活動の指導に関する研究
平成20～ 23年度	科研費	自閉症児・者の家族のライフステージに応じた日本版個別家族支援計画の開発
平成24～ 27年度	科研費	自閉症幼児の家族と教員との連携を目指したパートナーシップの形成条件に関する研究

第3期中期目標期間は、初任あるいは経験年数が短く専門性に課題を有する特別支援学級の担任に焦点を当て、専門性の確保及び向上を目指して、教科や自立活動の指導に関する研究を行った。

具体的には、自閉症・情緒障害特別支援学級を中心として、自閉症のある児童生徒の教科（国語科、算数科・数学科）指導について研究を行い、各教科の習得状況や障害特性を的確に把握した上での指導内容の重点化や精選化の考え方と方法を示した。また、教科指導と併せて、行動面や心理面の困難さに対する指導を行うことが不可欠であること、交流及び共同学習が推進される中で自閉症の障害特性により生じる困難さに対応した指導、すなわち自立活動の指導が一層、重要となることを指摘し、自閉症・情緒障害特別支援学級及び知的障害特別支援学級における自閉症のある児童生徒の自立活動の指導について研究を行った。本研究では、特別支援学級の担任が抱える自立活動の指導上の課題について明らかにし、経験年数が短い担任が自立活動の授業を組み立てる際に留意して欲しい基本事項をまとめた。具体的には、個々の児童生徒につけたい力（目標）の絞り込み、障害特性

や認知特性に留意した指導、指導の振り返りの重要性の3つの側面から、自立活動の授業づくりの9つの要点を示した。

家族への支援に関する研究では、自閉症のある子供の家族に見られる特徴的な問題、具体的には障害特性への理解と対応の難しさ、社会からの理解を得ることの難しさ、家族生活にもたらされる制約があることを指摘し、これらが家族の心理的な負担と強い関連性があることを示唆した。こうした家族が抱える問題への支援としては、家族が我が子の行動に対する解釈や対応方法について学び、自ら考え実践することが大切であり、このことが家族の我が子に対する指導・支援への主体的な参加や家族自身の持つ力を高めることになり、ひいては学校との連携につながっていくことを示した。

(3) 第4期中期目標期間中に取り組む研究活動

学校現場では、自閉症の障害特性を踏まえて絵カード等による視覚的な手がかりの活用や教室環境の構造化が進められてきた。自閉症のある子供の指導に当たり、これらの必要性についての理解は、通常の学級においても徐々に浸透してきている。今後は、こうした自閉症の特性や支援方法等に関する基礎的な知識を踏まえながら、個々の子供の特性や認知・学習様式、発達段階に即した指導を追究することで、自閉症教育の専門性を確立することが求められる。また、それぞれの学びの場で蓄積されてきた自閉症のある子供に必要な指導を踏まえて、自閉症の実態に応じた教育課程を提案することが求められる。以上のことを踏まえて、第4期中期目標期間では、以下の課題に取り組む。

1) 基幹研究

特別支援学校（知的障害）に在籍する自閉症のある幼児児童生徒の実態の把握と指導に関する研究—目標のつながりを重視した指導の検討—（平成28～29年度）

特別支援学校（知的障害）では、自閉症のある幼児児童生徒の在籍数の増加とそれに伴う実態の多様性が指摘されている。実態に応じた指導・支援を実施するためにも、特別支援学校（知的障害）にどの程度の割合で、どういった実態の自閉症のある幼児児童生徒が在籍しているのかを把握することは必要である。また、特別支援学校（知的障害）での自閉症教育の取組（自閉症に対応あるいは特化した教育課程の編成や学級編制等）の成果と課題を明らかにすることは、自閉症のある幼児児童生徒への指導・支援のさらなる充実を目指す、あるいは見直しや改善を図る際の参考資料になると考えられる。このため、本研究では、特別支援学校（知的障害）に在籍する自閉症のある幼児児童生徒の実態（在籍状況や知的障害の程度等）を把握するとともに、特別支援学校（知的障害）における自閉症教育の取組の成果と課題を分析する。また、研究協力機関での実践研究を通して、指導目標のつながりを重視した自閉症のある幼児児童生徒の指導目標の設定（または見直し）における教師の視点や意図について検討する。以上を踏まえて、特別支援学校（知的障害）が、センター的機能の役割として特別支援学級等その他の学びの場に発信すべき自閉症教

育の専門性について考察する。

本研究では、教育現場での成果の活用と利便性を考慮し、アンケート調査結果の概要と実践研究で明らかにした指導目標のつながりを考える上での要点をそれぞれリーフレットにまとめる。これらは、都道府県・指定都市教育委員会や教育センター、特別支援学校（知的障害）等に配布し、担当者の自閉症教育の専門性の向上に寄与する。

自閉症のある子供の実態に応じた教育課程に関する研究—連続性のある学びを目指して— (平成 32～33 年度)

特別支援学校（知的障害）では、自閉症のある子供の在籍数の増加に伴い、彼らに対応した教育課程が課題となっている。また、自閉症・情緒障害特別支援学級では、特別の教育課程を編成する際に特別支援学校学習指導要領を参考にすることになっているが、自閉症教育が位置づけられていないため、現状で拠り所となっているのは知的障害教育に関する事項である。このため、指導に当たっては、担当者の経験や力量に委ねられるところが大きく、自閉症のある子供の実態に応じた適切な教育課程の編成と実施の参考となる具体的な手引きが必要とされている。

そこで、基幹研究（障害種別）や基礎的研究活動で集積した特別支援学校（知的障害）及び自閉症・情緒障害特別支援学級の実践事例を基に、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編の自閉症のある子供の指導に関する解説本を作成する。これにより、自閉症のある子供の実態に応じた指導の充実と連続性のある学びの確保に寄与する。また、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する子どもの実態に即した「特別の教育課程」の改善に資する基礎資料を提供する。

2) 基礎的研究活動

「自閉症のある児童生徒の自立活動の授業を組み立てる上での要点」のリーフレット作成及びその改訂と、公開研究成果報告会及び協議会の開催に関すること

平成 26～27 年度の専門研究 B の研究成果である「自閉症のある児童生徒の自立活動の授業を組み立てる上での要点」に関するリーフレットを作成し、特別支援学級の担任を中心とした関係者に配布する。本リーフレットは、平成 30～31 年度の基礎的研究活動を通して自閉症・情緒障害特別支援学級での指導実践の収集を行い、学校現場での効果的な活用を目指して平成 32 年度にリーフレットを改訂する。

また、特別支援学級の担任を対象にした公開の研究成果報告会を継続的に開催する。平成 29 年度以降は、地域の関係機関の協力を得て公開研究成果報告会や協議会を開催し、教育現場での自閉症のある児童生徒の自立活動等の指導の充実を目指した特別支援学級の担任の専門性の向上に寄与する。

平成 28～29 年度基幹研究（障害種別）の公開研究成果報告会及び協議会の開催に関すること

インクルーシブ教育システムの構築においては、特別支援学校がその専門性を生かしながら幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて支援等を行う特別支援教育のセンター的機能を果たすことが求められており、特別支援学校（知的障害）担任の自閉症教育に関する専門性の向上は重要課題である。

本基礎的研究活動では、特別支援学校（知的障害）や特別支援学級の自閉症教育に携わる担任を対象に、平成 28～29 年度基幹研究（障害種別）の公開研究成果報告会や協議会を開催する。本報告会及び協議会は、センター的機能の役割を担う特別支援学校（知的障害）担任の専門性の向上に寄与する。加えて、小・中学校特別支援学級等の担任が、特別支援学校（知的障害）の実践を通して自閉症教育についての理解を深めるとともに、双方が自閉症のある子供の連続性のある学びについて検討する機会を提供する。

自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の個々の実態に応じた指導（自立活動の指導）に関すること

新学習指導要領では、小・中学校学習指導要領に特別支援学級において自立活動の指導を取り入れることが新たに示され、障害のある子どもの個に応じた指導を充実するための自立活動の重要性が強調されている。これによって、特別支援学級において作成が義務付けられた個別の指導計画の活用の重要性も高まっている。

自閉症のある子どもの指導では、個別化と計画的な指導の機会の設定が推奨されており、計画の立案段階で目標や目的をしっかりと決めなければいけないことが先行研究で報告されている。これには、個別の指導計画の作成と活用が鍵となる。自閉症のある子どもの自立活動の指導において個別の指導計画が機能的に活用されるためには、担当者がどのような点に困難さを感じているのかを把握して、改善の糸口を探ることが必要である。

本基礎的研究活動では、小・中学校自閉症・情緒障害特別支援学級の自閉症のある子どもに対する自立活動の個別の指導計画の作成・活用状況、自立活動の指導目標・指導内容の設定及び評価について担当者が感じている困難さ、個別の指導計画の活用事例に関する情報を収集する。

本活動で得られた結果は、平成 32 年度に予定している「自閉症のある児童生徒の自立活動の授業を組み立てる上での要点」に関するリーフレットの改訂版に反映する。

2-8 情緒障害教育分野

(1) 情緒障害教育分野における課題

情緒障害は医学的に明確な定義を持つてはならず、概ね心理・環境的な要因による不適応状態を示す用語として用いられている。文部科学省の教育支援資料（平成25年）では、「情緒障害とは、状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態をいう。」と示されている。

情緒的な反応が激しく現れることは、一般の子供や大人にも起こりうることであるが、多くは一過性であり、特定の要因が取り除かれれば、消失するのでほとんど問題にされないことがない。しかし、その状態が長く続いたり、何度も繰り返されたり、極端な現れ方をすることは、社会的に不適応な状態をきたすことがある。そのような状態にある子供については、特別な教育的対応が必要である。

現在、情緒障害のある児童生徒に対する教育の場は、主に通級による指導と特別支援学級である。通級による指導については、平成18年に、従来の「情緒障害者」が「自閉症者」と「情緒障害者」に分類された。また、特別支援学級については、平成21年に、従前の「情緒障害特別支援学級」の名称が「自閉症・情緒障害特別支援学級」に変更された。現在、小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の多くは自閉症等への対応を中心としているが、中学校の特別支援学級では、自閉症等への対応を中心とする学級の他、不登校や選択性かん黙などの生徒を中心とする学級もある。また、症状が重篤な者については、情緒障害短期治療施設や病院等（医療対応を必要とする場合）に設置されている特別支援学校の分校、分教室や特別支援学級において対応している場合がある。

情緒障害の原因・要因には、軽微な発達上の問題が存在し、影響する可能性はあるが、本基本計画では、主として心理的な要因の関与が大きいものを中心とし、中枢神経系の機能障害（不全）が主たる原因と考えられている自閉症及びそれに類するものは、2-7自閉症教育分野及び2-9発達障害教育分野で扱う。

不登校や選択性かん黙等の情緒障害の状態を示す幼児児童生徒は、幼稚園、小・中・高等学校等の通常の学級にも多く在籍している。情緒障害は、対人関係におけるストレス状況、学業や部活動等における過剰な負担感、親子関係など家庭環境における問題、精神障害などの要因で情緒障害の現れ方が継続するなど、学習や集団（社会）生活に支障をきたしている状態を現していることから、保護者や関係機関との連携のもと、状態の軽減、改善が重要である。情緒障害の背景や要因は様々であり、個々の状態に対する対応は体系化されておらず、学校現場では指導者の裁量に任されている現状にある。

このように情緒障害のある子供が示す状態像は多様であり、状態像が同じでも適応面の困難さに関する背景や要因は異なっている。情緒障害のある子供の教育については、これまで体系的に捉えることができていないことから、実態やニーズの把握と教育的支援の在

り方について検討することが必要である。また、情緒障害のある子供の場合は、保護者も他の子供の保護者や社会から孤立してしまう可能性があることから、家族を支えとともに、子供の適応状態の改善について一緒に考えていくことも重要な視点である。

情緒障害のある子供たちの教育的支援を考える際には、早期に気づき、二次障害等の問題が大きくなるようにするため、医療や福祉機関との連携は不可欠である。地域において、保健や医療、福祉、労働、教育等の関係機関の連携が密に図られ、早期発見・早期支援が生涯にわたる支援につながる体制整備が望まれる。

なお、発達障害のある幼児児童生徒が二次障害の症状として情緒障害の状態像を示す場合があり、かん黙等の情緒障害の中には発達障害が背景にある割合が多いとの指摘もある。したがって、併存障害としての発達障害と情緒障害との関連性から教育的支援の在り方を検討していくことも重要である。

(2) 研究所におけるこれまでの取組と成果

情緒障害教育分野では、第3期中期目標期間までに表2-8に示す研究に取り組んだ。

表2-8 情緒障害教育分野における研究

実施年度	研究種別	研究題目
平成22～ 23年度	専門研究	発達障害と情緒障害の関連と教育的支援に関する研究—二次障害の予防的対応を考えるために—

情緒障害には状態像の多様性があることから、これまで、近接する障害領域と関連させ、その実態把握や教育的支援の在り方について研究を行ってきた。

自閉症・情緒障害特別支援学級の担任や発達障害のある子供の保護者等に対する実態調査を実施することにより、発達障害の二次障害や情緒障害の現状と課題を把握し、予防的対応について検討した。教育現場における予防的対応は、障害特性だけでなく子供の全体像を理解すること、小さな症状や様子の変化に気づくことから始まること、気づきを環境との相互作用との関係で考えることが大切であることが示唆された。また、安心できる人的環境と居場所となる生活環境を保障することを学校と保護者が共通に理解し、共に考えていく姿勢が重要であることを示した。

(3) 第4期中期目標期間中に取り組む研究活動

情緒障害のある子供への対応には、心のケアが大切であり、教育のみならず医療、福祉等の専門的なスタッフとの連携が重要になる。子供の状態への働きかけだけでなく、家庭や学校、地域における人間関係等、環境への働きかけも並行して行っていく必要がある。今後取り組むべき課題としては、情緒障害のある子供への支援を、学校を中心に家庭、地

域と連携した支援という枠組みで捉え、多様な状態像の実態把握の方法を探るとともに、教育的支援という観点から情緒障害の概念の再整理を行い、子供への心理・教育的な支援、取り巻く環境に対する支援の在り方について検討することが必要である。具体的には以下の3点に取り組む必要がある。

- ・多様な状態像を示す情緒障害のある子供の実態把握、ニーズの把握と教育的支援に関すること
- ・保護者支援、家族支援及び保護者と協働した支援の在り方に関すること
- ・学校と地域における医療や福祉等の専門機関とが連携した支援の在り方に関すること

第4期中期目標期間においては、情緒障害教育については、「特別な支援を必要とする児童生徒」という枠組みの下、発達障害教育に関する研究課題と併せて研究を行う。上記3つの課題については、発達障害教育分野における研究課題に含めて検討し、情緒障害のある児童生徒への指導・支援の在り方について、現状の把握と課題の整理を行い、今後の支援の在り方を検討する。

2-9 発達障害教育分野

(1) 発達障害教育分野における課題

発達障害は、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

このうち、学習障害（LD）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害（LD）は、原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

注意欠陥多動性障害（ADHD）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。注意欠陥多動性障害（ADHD）は、7歳以前に現れ、その状態が継続するが、原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

自閉症については、2-8 自閉症教育分野に示したとおりであり、本基本計画の発達障害教育分野では、自閉症のうち知的障害を伴わない高機能自閉症、アスペルガー症候群を主な対象として記述する。

発達障害は気づきにくい障害であり、障害特性の理解と抱える課題を十分に把握した上で、支援を検討することが重要になる。生涯にわたりその特性を持ち続けると考えられるが、年齢や発達段階により目立つ症状や抱える課題は異なり、生涯を見据えライフステージに応じた支援の内容・方法を考えていく必要がある。

発達障害においても早期発見・早期支援は重要であり、できるだけ早い時期から適切な情報提供を行い、子育て支援も含め、早期対応のシステムを構築することが課題である。早期療育等の指導法が幼稚園等における支援に生かされ、幼児教育における指導内容や指導方法が整備されることは、小学校就学以降の切れ目のない一貫した指導・支援につながるものとなる。

発達障害のある幼児児童生徒は、学習面や行動面、対人関係において適応困難な状態に陥りやすい。さらに、学校生活における不適応の問題の中には、適切な対応がなされないことによる二次的障害によるものも多い。通常の学級における発達障害のある幼児児童生徒への教育は、特性に応じた個別的な指導と、学習環境にも配慮した集団における指導の両面から支援の在り方を検討する必要がある。インクルーシブ教育システムの構築に向けて合理的配慮や基礎的環境整備の実践を深めていくことが、発達障害のある幼児児童生徒の学びを保障するための重要な視点となる。

また、発達障害を対象とする通級による指導は、現状では十分に整備されているとはいがたく、今後更なる充実と担当者の専門性向上が課題である。

発達障害のある幼児児童生徒の学習指導については、個々の特性に応じた具体的な指導内容や方法に関するより実地的な研究が求められ、教員の専門性（発達障害に関する指導力）をどう高めていくかも課題である。

さらに、高等学校、大学等においては、発達障害のある生徒や学生に対して、適切な指導や支援を行うための支援体制を整え、特別支援教育を充実させることが喫緊の課題である。特に高等学校では、教育課程、評価方法、中高連携、入試の配慮など、小・中学校とは異なる対応の検討が必要とされる。また、大学等においても障害の特性に応じた支援について検討することが望まれる。大学等における支援の検討は、就労や社会への移行支援の問題を含んでおり、成人期以降の発達障害者の課題への対応でもある。思春期・青年期から成人期への支援方策にどう取り組むか、自立と社会参加を見据えた支援の在り方についての検討も重要である。

（２）研究所におけるこれまでの取組と成果

発達障害教育分野では、第３期中期目標期間中に表２－９に示す研究に取り組んだ。

表２－９ 発達障害分野における研究

実施年度	研究種別	研究題目
平成 22 年度	専門研究 D	発達障害児等へ活用できるデジタル教科書等の活用及び配信に関する基礎調査
平成 22 年度	専門研究 D	発達障害を対象とする通級指導教室と通常の学級との連携の在り方に関する研究
平成 22 ～23 年度	専門研究 B	発達障害のある子供への学校教育における支援の在り方に関する実地的研究-幼児教育から後期中等教育への支援の連続性-
平成 22 ～23 年度	専門研究 B	発達障害と情緒障害の関連と教育的支援に関する研究 -二次障害の予防的対応を考えるために-
平成 23 年度	専門研究 D	発達障害を対象とする通級指導教室における支援の充実に向けた実地的研究-「発達障害を対象とした通級指導教室の基本的な運営マニュアル（試案）」の作成に向けて-
平成 24 ～25 年度	専門研究 B	高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究-授業を中心とした指導・支援の在り方-
平成 26 ～27 年度	専門研究 B	発達障害のある子供の指導の場・支援の実態と今後の指導の在り方に関する研究-通級による指導等に関する調査を基に-

近年、発達障害教育分野における研究の進展に伴い、その内容も障害特性の把握や評価

等から具体的な指導方法や支援の連続性に関するものへと移り、研究所としても、小・中学校の通常の学級における支援の在り方や、早期からの一貫した総合的な支援を行うためのシステム構築に関する研究などを進めてきた。このうち、通常の学級における支援の在り方に焦点を当てた研究としては、「発達障害のある子供への学校教育における支援の在り方に関する実際研究—幼児教育から後期中等教育への支援の連続性—」がある。これは、それ以前に行ってきたいくつかの実践的研究を発展させたものであり、教育現場や地方自治体に具体的な支援の手だて等を提言した。また、「高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究—授業を中心とした指導・支援の在り方—」に取り組み、小・中学校だけでなく、高等学校に焦点を当てて指導内容や支援システムの在り方について整理を行った。さらに、「発達障害児等へ活用できるデジタル教科書等の活用及び配信に関する基礎調査」では、指導や支援におけるICTの活用や課題に関して動向調査を行った。これは、その後に研究所の重点推進研究として実施した「デジタル教科書・教材及びICTの活用に関する基礎調査・研究」に発展的につながっている。

また、通級による指導の充実も当該分野の喫緊の課題であり、「発達障害を対象とする通級指導教室と通常の学級との連携の在り方に関する研究」、「発達障害を対象とする通級指導教室における支援の充実に向けた実際研究—「発達障害を対象とした通級指導教室の基本的な運営マニュアル（試案）」の作成に向けて—」により、通級による指導の運営の在り方についてまとめ、教育現場や地方自治体へ具体的な提言を行った。また、「発達障害と情緒障害の関連と教育的支援に関する研究—二次障害の予防的対応を考えるために—」により、発達障害にしばしば併存する情緒障害などの、より多様で複雑なニーズへの対応についても検討を行った。さらに、平成26年には文部科学省からの要請により、「“通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査”の補足調査」を行い、通級による指導の役割や意義について検討を行った。この成果を受けて、「発達障害のある子供の指導の場・支援の実態と今後の指導の在り方に関する研究—通級による指導等に関する調査を基に—」を進め、各地で進められてきた通級による指導の特色や仕組み等を分析し、より適切で効果的な支援システムの在り方等を検討した。

（3）第4期中期目標期間中に取り組む研究活動

発達障害のある児童生徒の指導に関しては、通常の学級においても支援の必要性についての意識は高まってきている。第3期の研究成果を踏まえ、今後取り組むべき課題は以下のとおりである。

1) 基幹研究

発達障害等のある生徒の実態に応じた高等学校における通級による指導の在り方に関

する研究—導入段階における課題の検討—

(平成 28～29 年度)

発達障害のある児童生徒の教育においては、個々の特性に応じた指導が可能となる通級による指導が重要な役割を担う。平成 26～27 年度専門研究 B「発達障害のある子供の指導の場・支援の実態と今後の指導の在り方に関する研究—通級による指導等に関する調査を基に—」においては、市町村における通級による指導の在り方について、全国調査を通してその実態を明らかにした。しかし、それぞれの児童生徒の特性に応じた特別な教育課程の編成や、指導内容・指導方法の在り方については現時点で指針となるものがなく、担当教員の専門性の向上も含め、通級による指導の具体的な方法や内容等について検討が必要である。平成 30 年度より、高等学校にも発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への支援の場として、通級による指導の制度が運用開始となる。切れ目のない一貫した支援を行うためには、高等学校における通級による指導の内容の検討は喫緊の課題であり、担当教員の養成や高等学校における自立活動の在り方など、検討すべき点は多い。高等学校において初めて障害のある生徒に対する特別の指導が認められることになり、高等学校における特別支援教育の推進に関する課題でもある。

そこで、本研究では、実態調査等を通してモデル校等で行われている自立活動等の現状と課題を把握し、高等学校における通級による指導について在り方を検討する。本研究を通して、高等学校の通級による指導の在り方や思春期年代に応じた自立活動の在り方に関して、教育行政や教育現場に対する提言を行う。

(予備的研究) 地域社会と連携した発達障害等への理解と支援の在り方に関する調査

(平成 30 年度)

発達障害は生涯にわたりその特性は続くが、その状態は変わっていく。また、適切な理解や支援があれば適応状態は改善していく場合も多い。本研究では、学校や地域社会において、これまで十分かつ適切な理解や支援が受けられずに、二次的な障害が生じているなど厳しい状況におかれている児童生徒の適応状況の実態とそのリスク要因について把握し、基幹研究につなげる。

地域社会と連携した発達障害等への理解と支援の在り方に関する研究—ライフステージを踏まえた合理的配慮と専門性のある指導・支援のために—

(平成 31～32 年度)

本研究では、平成 30 年度の調査研究により明らかにされた発達障害のある幼児児童生徒の適応上の様々な課題をもとに、こうした状況に陥らないために必要な理解と支援の在り方について、ライフステージを踏まえた合理的配慮および専門性のある指導・支援について検討する。

研究にあたっては、教育分野だけでなく、医療や福祉等、関係分野とも密に連携しながら進めていくこととする。特に、通常の学級における指導・支援とともに、より発達障害に関する専門性を有する通級による指導等の学校教育のみならず、医療機関や福祉機関等、地域資源とも連携しながら、切れ目のない支援の在り方を検討する。

発達障害等のある児童生徒等の個々の特性は多様で、発達に伴って状態像の変化もみられる。したがって、ライフステージを踏まえ、地域社会と連携しながら、指導・支援の在り方を検討することにより、発達障害のある者が充実した社会参加や自立につながる一助となると考える。

2) 基礎的研究活動

通級による指導の充実に必要な専門性の整理と普及－高等学校を中心として－

(平成 30 年度)

平成 28～29 年度に取り組んだ「発達障害等のある子どもの実態に応じた高等学校における通級による指導の在り方に関する研究－導入段階における課題の検討－」において整理した課題を基に、充実段階に向けて必要となる担当教員の専門性について検討する。さらに、制度を実際に運用していく上での、担当教員が専門性を発揮しやすい校内体制づくりや、教育委員会をはじめとする関係機関との連携の在り方等について情報を収集・整理する。これらの活動によって得られた結果については、高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会の内容に反映させるなどして普及を図り、各自治体における通級による指導の充実に寄与する。

2-10 重複障害教育分野

(1) 重複障害教育分野における課題

文部科学省の特別支援教育資料（平成26年度）によると、特別支援学校（小・中学部）において37.7%の児童生徒が重複障害学級に在籍している。学校の障害種別では、重複障害のある児童生徒の割合が最も高いのは肢体不自由（57.2%）であり、最も低いのは聴覚障害（26.1%）となっている。いずれの障害種別の特別支援学校でも、重複障害のある児童生徒への適切な対応が望まれている。

重複障害教育の大きな特色として、重複している障害の種類、各々の障害の程度、知的障害の有無等によって様々な教育的ニーズが生じることが挙げられる。障害の程度が軽ければ、各々の障害により生じるニーズに対応する各障害種の教育内容や方法が参考になる。しかし、障害の組み合わせや程度によっては、子供が直面する困難さやニーズが複雑で特異的になり、様々な専門領域が連携して適切に対応することが求められる。重複障害教育の対象としては、「複数の障害を併せ有する」ことに限定せず、様々な専門領域からの手厚い支援を必要としている重度の障害のある場合を含めて考えることが望まれる（盲ろう、強度行動障害、希少障害等を含む）。

上記のことから、重複障害教育においては、保護者・家族とともに、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関の連携によって、子供のニーズに対応した教育や生活への支援を計画し実施する必要がある。チームアプローチが特に重要な鍵を握るところである。

また、複数の障害を併せ有する子供の教育の場は様々である。研究所が実施した調査からは、特別支援学校においては、重複障害学級のみならず、単一障害学級にも複数の障害を併せ有する児童生徒が在籍していることが明らかになった。さらに、就学基準の改正に伴い、複数の障害を併せ有する児童生徒は、障害の程度が比較的重度の場合にも、小・中学校に在籍するケースが報告されている。

今後、インクルーシブ教育システムを構築し充実するに当たっては、重複障害又は手厚い支援を必要とする重度の障害のある子供への適切な教育を保障する仕組みをどのように位置づけ、その体制づくりを行うのかを検討することが重要である。

以上のことから、重複障害教育における課題を検討する際の視点としては、以下の3つがある。

一点目は、重複障害又は手厚い支援を必要としている、個々の子供の特異的で複雑な教育的ニーズを見極め、適切な指導・必要な支援を実施すること、また、そのための専門性やツールという視点である。この視点から導き出される課題には、特異的なニーズに対する指導・支援の内容や方法の検討と充実、教員の専門性の担保、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用、子供のニーズに対応する教育課程の充実等がある。特に、視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろうの幼児児童生徒の教育に関するニーズや関心が高まっており、早急な対応が望まれる。

二点目は、適切な指導・支援を支える仕組みや、教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関間のネットワークの形成という視点である。この視点から導き出される課題には、専門職との連携、医療的ケア、訪問教育、卒業後の生活への移行に関する課題等がある。

三点目は、重複障害又は手厚い支援を必要としている重度の障害のある子供への適切な教育をどのように保障し、体制づくりを行うのかという視点である。この視点から導き出される課題には、インクルーシブ教育システムにおける特別支援学校の位置づけと役割、小・中学校における重度の障害のある子供への適切な教育の保障等がある。

(2) 研究所におけるこれまでの取組と成果

重複障害教育分野では、第3期中期目標期間中に表2-10に示す研究及び調査に取り組んだ。

表2-10 重複障害教育分野における研究及び調査

実施年度	研究種別	研究課題名
平成24年度	予備的・準備的研究	重度・重複障害のある子供の実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価に関する研究～現在及び将来を支える教育計画とその実施に関する予備的研究～
平成25～ 26年度	専門研究B	重度・重複障害のある子供の実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価等に資する情報パッケージの開発研究
平成27年度	予備的・準備的研究	小・中学校等で学習する重度の障害のある子供の教育の充実に関する予備的研究～就学の経緯、教育目標・内容、交流及び共同学習の状況等に焦点を当てて
平成23～ 24年度	調査	訪問教育に関する調査
平成25～ 26年度	調査	医療的ケアの実施に関する実態調査

「重度・重複障害のある子供の実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価に関する研究～現在及び将来を支える教育計画とその実施に関する予備的研究～」では、特別支援学校において、重度・重複障害のある子供や手厚い支援を必要とする重度の障害のある子供を対象に、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し実施する際の課題について整理し、その解決のために、「本人中心の計画 (Person-Centered Planning)」の考え方を、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と実施に導入することを検討した。

「重度・重複障害のある子供の実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価等に資する情報パッケージの開発研究」では、「本人中心の計画 (Person-Centered Planning)」の考

え方に基づいてP D C Aサイクルを提案する情報パッケージ（通称「ぱれっと PALETTE」）の試案を作成した。この情報パッケージ（試案）には、実態把握、保護者・専門職との連携、目標設定と教育内容、学習活動の展開、評価と計画の見直しの5つの章に分けて、28項目の具体的な提案を示しており、研究協力校において、活用のしやすさや有用性を検証した。

「小・中学校等で学習する重度の障害のある子供の教育の充実に関する予備的研究～就学の経緯、教育目標・内容、交流及び共同学習の状況等に焦点を当てて」では、小・中学校等の特別支援学級に在籍する重度の障害のある児童生徒のケースについて実地調査を行い、合理的配慮の検討を含む、教育の充実を図るための工夫や課題について整理した。

以上のほか、訪問教育に関する実地調査を行い、参考事例を収集するとともに、医療的ケアに関する調査により、小・中学校の実態を把握したほか、特別支援学校への調査により、医療的ケアの実施状況や課題、学校における工夫等を明らかにした。

（3）第4期中期目標期間中に取り組む研究活動

第4期中期目標期間においては、重複障害又は手厚い支援を必要としている子供の教育的ニーズを見極め、適切な指導や必要な支援を実施することについて、それを支える仕組みを充実させ、インクルーシブ教育システムの構築において適切な指導や必要な支援をどのように保障するのかという視点から、以下の活動を行う。

1) 基幹研究

重複障害のある子どものニーズに応じた教育の充実に関する研究

（平成31～32年度）

（予備的研究）重複障害のある子どもの教育についての情報収集及び分析

（平成30年度）

特別支援学校に在籍する重複障害のある子供については、同じような障害の状況であっても、在籍する学校の障害種の違いにより、指導や支援の内容や方法が異なってくるという現状がある。これは、子供が、在籍している学校が対象としている障害種の専門性に基づいた教育を受けているためであると考えられる。重複障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応するためには、特別支援学校で培われた各障害種の専門性を共有することや医療・福祉機関等と連携すること、チームで個別の教育支援計画を作成し実施すること等の仕組みを充実させることが、重要な課題である。

このため、本研究では、重複障害のある子供が在籍する様々な教育の場（小・中学校の特別支援学級、各障害種の特別支援学校）において、障害種や場に対応して設定されている教育についての課題を整理した上で、一人一人の子供のニーズに応じた指導や支援を行うための仕組み（障害種別に培われた専門性の共有、医療・福祉機関等との連携、チームによる個別の教育支援計画の作成と実施を含む）とそれに基づく教育実践について検討し、

教育行政や教育現場に提言する。

2) 年次基礎調査

特別支援学校における重複障害教育に関する実態調査 (平成 30～31 年度)

特別支援学校では、今後、更に重複障害のある幼児児童生徒の在籍率が高まることが予想される。平成 21～22 年度に実施した「特別支援学校における障害の重複した子供一人一人の教育的ニーズに応じる教育の在り方に関する研究」では、特別支援学校を対象に、複数の障害を併せ有する子供の教育の状況と課題を把握した。その調査から 5 年が経過し、特別支援学校が障害の重度・重複化、多様化への対応を、どの程度充実したのか、また、どのような困難さがあるのかを、改めて把握することが必要である。

特別支援学校における盲ろう幼児児童生徒の教育に関する実態調査

(平成 29～30 年度)

平成 10 年度の調査を最後に 20 年近く実施されていない視覚と聴覚の両方に障害を有する盲ろう幼児児童生徒の実態調査を行う。実数、カリキュラム、指導体制等、現状と課題を把握することが急務である。

これらの調査は、複数の障害を併せ有する子供のニーズの視点から実態を把握するものであり、結果はホームページで公表するとともに、教育行政に対して重複障害教育の充実のための資料として提供する。また、平成 31 年度からの基幹研究の基礎資料とする。

3) 基礎的研究活動

小・中学校等で学習する重度の障害のある子供の教育の充実に関する検討

平成 25 年の就学基準の改正以降、小・中学校において、医療的ケアを実施する子供の急激な増加が明らかになっている。学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する重度の障害や、それらの障害を併せ有する子供やその保護者が、小・中学校で学ぶことを希望した場合、市町村教育委員会や学校においてはどのような対応を行い、小・中学校における教育の充実を図るのが大きな課題である。具体的には、就学支援、小・中学校における基礎的環境整備や合理的配慮についての保護者との合意形成、教育目標・内容の設定、交流及び共同学習の充実等様々な課題に対応し、その教育の充実に資する研究が求められている。

このため、全国の小・中学校等の特別支援学級で学ぶ重度の障害（22 条の 3 に該当、またそれらの障害を二以上併せ有する）のある子供の教育に関する調査を行い、概況を把握するとともに、先進的な取組事例を収集・分析し、教育現場に重度の障害のある子供の教育の充実に向けた資料として提供する。また、地域実践研究への資料・知見の提供も検討する。

特別支援学校に在籍している盲ろう幼児児童生徒の教育の充実に関する検討

特別支援学校における盲ろう幼児児童生徒の教育に関する実態調査（平成 29～30 年度）の実施に向け、情報収集と調査項目等の検討を行うとともに、盲ろう教育の理解・啓発に資するための基礎的・具体的な資料を全国の特別支援学校に提供する。また、盲ろう担当教員研修プログラムの試行など、支援体制検討を実践的に行う。

3. 地域実践研究

地域実践研究は、研究所が主体となり、教育委員会と協働しながら、インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域や学校が直面する課題の解決に資する研究を行うものである。研究所は、地域実践研究に関する2つのメインテーマ及び8つのサブテーマを設定し、教育委員会はその中から地域の課題や実情に応じてテーマを選択し、申請を行う。研究所は申請のあった教育委員会の中から選考を行い、指定研究協力機関として指定する。

研究所は、サブテーマ毎に研究所の研究員、教育委員会から派遣される地域実践研究員による研究班を組織して、研究活動を推進する。各サブテーマについては2年間研究を実施するが、地域実践研究員はそのうち1年間を派遣期間として研究に参画する。なお、地域実践研究員の研究への参画方法として、平成29年度からは、主に各地域で研究活動に従事し、研究所への来所は短期間とする参画方法を加え、各地域からの研究への参画の充実を図る。

研究期間中及び研究終了後に、研究所は指定研究協力機関等の協力を得て、インクルーシブ教育システムの構築に資するための研究成果の普及に努める。

メインテーマ、サブテーマ及び想定される研究内容例は、以下のとおりであるが、具体的な研究課題は、サブテーマ毎に参画する教育委員会の意向を踏まえて決定する。

研究の進め方としては、平成28～31年度については、下記に示す年度で各サブテーマの課題に取り組み、最終年度の平成32年度については、サブテーマ8課題（2メインテーマ）の成果を統合した報告書を作成する。

(1) メインテーマ1：インクルーシブ教育システムの構築に向けた体制整備に関する研究

サブテーマ：

① 地域におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する研究

(平成28～29年度)

(研究内容例)

- ・都道府県又は市町村における関係諸機関との連携の在り方
- ・市町村の体制づくりに対する都道府県の支援方策
- ・学校間連携等地域内の教育資源の効果的な組み合わせの在り方
- ・学校種間の円滑な接続や多様な学びの場の活用
- ・相談支援ファイル等の作成・活用の在り方

② 教育相談、就学先決定に関する研究

(平成30～31年度)

(想定される研究内容例)

- ・就学に関する教育相談の在り方（本人、保護者への情報提供、合意形成等）

- ・幼稚園等と小学校・特別支援学校との連携
(就学支援シート・相談支援ファイル・個別の教育支援計画の作成・活用等)
- ・就学先決定後の柔軟な見直しの在り方

③ インクルーシブ教育システムの構築に向けた研修に関する研究 (平成 28～29 年度)
(研究内容例)

- ・管理職、特別支援コーディネーター、通常の学級の担任、特別支援学級の担任、通級指導教室の担当者、養護教諭等に対する研修プログラムの開発と活用及びその評価 (教科等の指導方法、教員間の協働、保護者との協働等を含む)

④ インクルーシブ教育システムの理解啓発に関する研究 (平成 30～31 年度)
(想定される研究内容例)

- ・通常の学級の教員への理解啓発 (教員の意識変容のプロセス)
- ・障害のある子どもの理解及び障害のある子どもへの教育の理解
- ・保護者や地域への理解啓発
- ・教職員研修プログラムの開発と活用及びその評価

(2) メインテーマ 2 : インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育に関する実際的研究

サブテーマ :

⑤ 多様な教育的ニーズに対応できる学校づくりに関する研究

(平成 30～31 年度)

(想定される研究内容例)

- ・校内支援体制のさらなる充実に向けた方策の検討 (学校経営、校内委員会の充実、特別支援学校のセンター的機能の活用、校内研修や校内研究の在り方等)
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の校内支援体制や学級経営の改善方策
- ・教育委員会からの学校への支援の在り方
- ・交流及び共同学習の推進による学校づくり

⑥ 学校における合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究 (平成 30～31 年度)
(想定される研究内容例)

- ・学校における合理的配慮を提供するプロセス (本人・保護者との合意形成、個別の教育支援計画への記載、個別の指導計画への活用等)
- ・学校における基礎的環境整備の在り方
- ・合理的配慮の効果や見直し
(通常の学級、特別支援学級、特別支援学校等、多様な学びの場)

- ・児童生徒の特性や状態に応じた教材教具の活用と評価の在り方

⑦ 交流及び共同学習の推進に関する研究

(平成 28～29 年度)

(研究内容例)

- ・交流及び共同学習の推進のための教育委員会等における取組
- ・居住地校交流の推進や副次的な学籍の活用
- ・交流及び共同学習を計画的、組織的に行うための工夫
- ・子供の教育的ニーズを踏まえた交流及び共同学習の在り方
- ・交流及び共同学習の評価の在り方
- ・通常の学級における交流及び共同学習の推進

⑧ 教材教具の活用と評価に関する研究

(平成 28～29 年度)

(研究内容例)

- ・特別な支援が必要な子供が十分な教育を受けるために、その特性や状態に応じて使用する教材や教具（I C Tに限らず、紙や具体物を活用した教材教具も含む）の開発と活用及びその評価の在り方

